

平成30年11月宮崎県定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成30年11月28日～29日

場 所 第4委員会室

平成30年11月28日(水曜日)

午前9時57分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成30年度宮崎県一般会計補正
予算(第4号)

○議案第4号 宮崎県における事務処理の特例
に関する条例の一部を改正する
条例

○議案第10号 工事請負契約の変更について

○議案第15号 農政水産関係建設事業執行に伴
う市町村負担金徴収についての
議決内容の一部変更について

○議案第22号 平成30年度宮崎県一般会計補正
予算(第5号)

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調
査

○その他報告事項

- ・新エネルギービジョンの見直し(概要)につ
いて
- ・森林環境譲与税(仮称)と宮崎県森林環境税
の用途について
- ・川内川水系河川白濁に係る水質改善対策等
について
- ・えびの高原における火山ガスの常時観測器の
設置について
- ・「みやざき林業大学校」におけるサポート体制
の構築について
- ・宮崎県版「意欲と能力のある林業経営者」(仮
称)について
- ・硫黄山噴火に伴う対策等の現状について
- ・宮崎県主要農作物種子生産条例(仮称)の制
定について
- ・大規模沖合養殖システムの実証試験について

- ・スマート農業の実現に向けた試験研究につい
て
- ・スマート水産業の実現に向けた試験研究につ
いて
- ・スマート畜産の実現に向けた試験研究につい
て

出席委員(7人)

委 員 長	二 見 康 之
副 委 員 長	野 崎 幸 士
委 員	濱 砂 守
委 員	西 村 賢
委 員	高 橋 透
委 員	重 松 幸次郎
委 員	来 住 一 人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環 境 森 林 部 長	甲 斐 正 文
環 境 森 林 部 次 長 (総 括)	福 嶋 清 美
環 境 森 林 部 次 長 (技 術 担 当)	福 満 和 徳
環 境 森 林 課 長	城 戸 竹 虎
み や ざ き の 森 林 づ くり 推 進 室 長	美 戸 司
環 境 管 理 課 長	富 山 典 孝
循 環 社 会 推 進 課 長	蕪 美 知 保
自 然 環 境 課 長	黒 木 哲 郎
自 然 公 園 室 長	大 岩 根 充 明
森 林 経 営 課 長	日 高 和 孝
山 村 ・ 木 材 振 興 課 長	三 重 野 裕 通
み や ざ き ス ギ 活 用 推 進 室 長	田 原 博 美

林業技術センター所長 廣津和夫
木材利用技術センター所長 下沖誠
工事検査監 長友善和

畜産試験場長 花田 広

事務局職員出席者

議事課主幹 木下節子
議事課主任主事 三倉潤也

農政水産部

農政水産部長 中田哲朗
農政水産部次長(総括) 野口和彦
農政水産部次長(農政担当) 坊菌正恒
農政水産部次長(水産担当) 毛良明夫
畜産新生推進局長 大久津浩
農政企画課長 鈴木豪
中山間農業振興室長 小倉久典
農業連携推進課長 外山直一
みやぎきブランド推進室長 日高義幸
農業経営支援課長 牛谷良夫
農業改良対策監 巢立幸彦
農業担い手対策室長 徳留英裕
農産園芸課長 菓子野利浩
農村計画課長 浜田真郎
畑かん営農推進室長 酒匂芳洋
農村整備課長 盛永美喜男
水産政策課長 福井真吾
漁業・資源管理室長 林田秀一
漁村振興課長 外山秀樹
漁港漁場整備室長 大森高広
畜産振興課長 谷之木精悟
家畜防疫対策課長 三浦博幸
工事検査監 中山俊行
総合農業試験場長 甲斐典男
県立農業大学校長 長友博文
水産試験場長 田中宏明

○二見委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時57分休憩

午前10時0分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○甲斐環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。よろしくお願いたします。説明に入ります前に、御礼と報告をさせていただきます。

まず、第13回「水と緑の森林づくり」県民ボランティアの集いについてであります。先月28日に開催しました、県民ボランティアの集いは、森林・林業活性化促進議員連盟との共催事業として実施されました。野崎副委員長には、県議会議長代理として御祝辞を賜り、心から感謝申

上げます。

次に、「みやざき林業大学校」長期課程における来年度受講生の選考状況についてであります。

高校への学校訪問やオープンキャンパスの実施など、積極的な募集活動に取り組んでまいりました結果、募集定員15名に対しまして、推薦選考4名、一般選考20名の受講申請がありました。選考試験等の結果、推薦選考4名、一般選考19名、合わせて23名に対して合格を通知したところであります。

今後は、来年4月の開講に向けてしっかり準備を進めてまいります。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料の表紙をごらんください。

本日の説明事項は、予算議案が1件、その他報告事項が6件でございます。

まず、Ⅰの予算議案といたしまして、議案第22号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）」についてですが、これにつきましては後ほど説明いたします。

次に、Ⅱのその他報告事項は、新エネルギービジョンの見直しについてなど、6項目を御報告いたします。

それでは、1ページをお開きください。

1の歳出予算集計表（課別）についてであります。この表は、議案第22号に関する歳出予算を課別に集計したものでございます。今回の補正予算につきましては、人件費の増額と、平成30年台風第24号により被害のあった特用林産物生産施設等に対する再整備の支援をお願いするものであります。

一般会計で、表の中ほど、補正額Bの列の小計の欄にございますように、2,297万5,000円の増額をお願いしております。補正後の一般会

計予算額は、補正後の額Eの列の中ほどの小計にございますとおり、213億7,058万7,000円となります。

この結果、補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして、同じくEの列の一番下、合計欄にありますとおり、226億2,006万6,000円となります。

私からの説明は以上であります。各説明事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長・室長が説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○城戸環境森林課長 環境森林課の補正予算につきまして、御説明いたします。

平成30年度11月補正歳出予算説明資料、議案第22号の131ページをお開きください。

環境森林課の補正額につきましては、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で1,038万1,000円の増額補正をお願いするものであります。この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、一般会計が31億1,698万4,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。133ページをお開きください。

上段の（款）衛生費の（事項）職員費が171万円及び下段の（款）農林水産業費の（事項）職員費が867万1,000円の増額でございます。これは、人事委員会勧告に基づく職員の給与決定に伴う人件費の補正であり、環境森林部の所要額を環境森林課におきまして一括計上しております。

主な補正の内容は、給料等の月例給が0.15%の引き上げ、特別給である勤勉手当が0.05月の引き上げとなります。

環境森林課の説明は以上でございます。

○三重野山村・木材振興課長 それでは、山村

・木材振興課の補正予算について御説明させていただきます。

平成30年度11月補正歳出予算説明資料、議案第22号の135ページでございます。

当課の補正額でございますが、一般会計で1,259万4,000円の増額でございます。この結果、右から3列目の補正後の額でございますが、一般会計、特別会計を合わせまして51億9,114万8,000円となります。

137ページをお願いいたします。

予算の増となりました事項は、しいたけ等特用林産物振興対策事業費でございまして、これは、下の説明欄にあります新規事業「特用林産物生産施設等災害復旧事業」の措置をお願いしているものでございます。

詳しい内容につきまして、委員会資料で御説明させていただきます。環境農林水産常任委員会資料の2ページ、3ページをお開きください。

平成30年9月末の台風24号によりまして、特用林産物の生産施設等について、近年にない甚大な被害が発生してございます。事業が必要となった背景を右側3ページで御説明させていただきます。

1の被害状況でございますが、都城市、諸塚村、えびの市、宮崎市、椎葉村の3市2村におきまして13カ所、合わせて2,978万9,000円の被害が発生してございます。

現地の状況でございますが、2の写真にありますように、暴風によりましてビニールハウスの倒壊などの被害が発生してございます。

左側2ページに戻りまして、事業目的でございますが、特用林産物の生産施設等について甚大な被害が発生していることから、被害を受けた施設の復旧支援を緊急に行うことにより、早期の生産再開を図るということでございます。

2の事業概要でございますが、予算額は1,259万4,000円をお願いしておりまして、財源は全額国庫となります。事業主体は、市町村、農事組合法人、5戸以上の林業者等の組織する団体等で、事業期間は本年度限りとしてございます。事業内容につきましては、特用林産物生産施設等の再整備に係る支援でございまして、補助率は2分の1以内でございます。

3番目の事業効果といたしまして、早期の生産及び出荷の再開によりまして、生産量を回復・安定させ、もって、県産シイタケのブランド維持、中山間地域の活性化を図る考えでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はありませんか。

○高橋委員 今の災害復旧事業の事業主体で、林業者等5戸以上の組織ってあるじゃないですか。5戸未満だったら、これは事業主体にならないということですね。

○三重野山村・木材振興課長 御指摘のとおりでございます。

○高橋委員 確認ですけれど、被害があっても、5戸未満だったから、この事業にのらなかったところがあるんですか。

○三重野山村・木材振興課長 例えばこの中でえびの市では1つの農家の方で被害が発生してございますが、こちらにつきましては残念ながら、補助の対象の戸数に足りないということで、対象になっていないところでございます。

○高橋委員 何かかわいそうですね。宮崎県全体で被害をこうむったという捉え方もできないののかなと思いつつ。被害が出てますからね、何かその辺の救済ができなかったもの

か。いろいろと御不満等があると思うんですよ。その辺の声とかお聞きになっていませんか。

○三重野山村・木材振興課長 今回の事業を立てるに当たって、どの範囲までだったらできそうですかという話は、現場も含めて相談してまいったんですが、この規模であれば自力でやりますということで、正直、泣く泣くということになっていると思います。

先ほどの5戸以上の要件の扱いにつきましては、できる限り集めるということなんです、なかなか救い切れなところは正直ありましたので、この後の事業のつくり方だとか、どんなことができるかということ国などとも相談しながら進めてまいりたいと考えてございます。

○高橋委員 救済できなかった林業者は、何戸あるんでしょうか。

○三重野山村・木材振興課長 被災箇所13カ所というところに対しまして、今回、事業を予定している箇所が、3ページの下側になりますが、9カ所となります。したがって、差し引きの4カ所が、今回対象にならなかったところでございます。

○高橋委員 その4カ所は、被害の程度だと思うんですけど、ひょっとしたら被害が大きいため再開ができない、断念するとかそういうことはないんでしょうね。

○三重野山村・木材振興課長 こちらの被害につきましては、例えば、そもそも事業対象でなかったとかいったところも含まれておりまして、経営をやめてしまうという決定的な事態にまでは至っていないというふうに聞いてございます。

○高橋委員 わかりました。行政でやれることはやっていらっしゃると思うんですけども、いろいろと可能な限り、これからも目配りをさせていただきたいと思います。

○二見委員長 ほかにございませんか。

○西村委員 ちょっと後学のために教えていただきたいんですけど、農業共済という制度があるんですが、この特用林産物のシイタケにも、そういう民間の保険というものはあるんでしょうか。

○三重野山村・木材振興課長 まず、生産物という面でいいますと、シイタケそのものの生産が被害を受けたことにつきましては対象になってございません。こちらにつきましては、来年度から始まります収入保険制度のほうで対応するというふうになってございます。

一方で、今回は菌床栽培など施設物のほうが大きく被害を受けたということございまして、こちらにつきましては通常の台風に対する民間の保険であるとか、あるいは、ハウスであれば、農業共済のハウスの保険制度というのを使えるやに聞いてございます。

しかしながら、今回、被害を受けられた方々につきましては、民間の保険は一部入っていらっしゃるようなんですが、農業共済のハウスのほうは、特に申請の用意はしていなかったというふうに聞いてございます。

○西村委員 ありがとうございます。ということは、シイタケ農家は、そういう設備に対する加入率というのが、ほかの農業農産物に比べたらちょっと低いという考え方でいいんですか。現状でいいんですが。

○三重野山村・木材振興課長 比較的低いということになるかと思えます。といいますのは、菌床シイタケの場合だと、ハウスを講じまして、その中で菌床ブロックを育てるケースがあるんですが、民間の乾シイタケの場合ですと、人工ほだ場が今回被害を一部受けているんですけども、そういったケースはどちらかといえば少

なくて、林家の中で育てられている方々が多かったということだと思っております、施設の被害で申し上げますと、割と少な目になるのかなと分析してございます。

○西村委員 わかりました。ありがとうございます。

○二見委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、次にその他報告事項に関する説明を求めます。

○城戸環境森林課長 それでは、資料の4ページをお開きください。

宮崎県新エネルギービジョンの見直しについて御説明いたします。

当ビジョンの見直しにつきましては、6月の常任委員会で御報告したところですが、今回、その考え方等について御説明いたします。

(1)の趣旨であります、平成24年7月から開始されました再生可能エネルギー固定価格買取制度等により、本県におきまして、特に太陽光発電やバイオマス発電の導入が急速に進み、既にこのビジョンが設定した平成34年度の目標を達成しているところであります。

しかしながら、最近では、買取価格である調達価格の低下や送電線への接続問題などにより、これまで同様の伸びは期待できない状況にあります。

このような中、(2)ですが、国の計画等と整合性を図るため、対象となるエネルギーの範囲を新エネルギーから、大型の水力発電や全ての種類の地熱発電等を含めました宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画として新たに策定するものであります。

計画の位置づけですが、県総合計画と県環境計画の再生可能エネルギーに関する具体的計画

として、計画期間は2019年度から2022年度までの4年間としております。

(5)の基本方針ですが、再生可能エネルギーによる持続可能な社会を実現するため、本県の恵まれた資源を生かしてエネルギーを生み出す創エネの定着、また省エネの定着や将来にわたる持続可能な社会を実現するための技術支援や人材育成などの体制を構築していきたいと考えております。

5ページをお開きください。

(6)再生可能エネルギーの導入見込み量がありますが、①平成29年度の導入実績、これは推計であります、一覧表に掲げております。一番下の欄をごらんください。

現ビジョンの平成34年度、83万4,000キロワットの目標に対しまして、平成29年度の実績値は111万661キロワットとなっております、達成率は133%となっております。このうち太陽光発電が約9割を占めております。

次に、エネルギーごとの実績についてありますが、太陽光発電につきましては、約4割の伸びになっておりますが、これは、調達価格の高さ等が大幅な伸びの要因であると考えております。

バイオマス発電も約7割と大きな伸びとなっておりますが、これは、調達価格が高いことや原料の効率的な供給体制の整備が進んだこと等が原因であると考えております。

小水力発電や風力発電につきましては、初期投資の大きさや送電線接続の制約、地元調整などが目標未達成の原因であったと思われま。

なお、地熱発電につきましては、導入実績がありませんが、現在、えびの市の白鳥地区において事業化に向けた調査が進められております。

次に、②ですが、今回新たな導入目標を検討

する際に考慮すべきと思われる事項についてです。

まず、太陽光発電ですが、表1をごらんください。太陽光発電の調達価格が、近年、低下してきておりますが、それに伴いまして、6ページの表2、表3にありますように、累計の設備導入量の伸びが逓減しております。表3の10キロワット以上では、2016年12月から伸びが拡大しておりますが、これは、制度改正による駆け込みによる一時的な増加であるものと考えております。

このように、まず第一に、調達価格の低下の影響を考慮する必要があると考えております。

次に、国内外のエネルギー関係の研究機関等によれば、今後、原油や石炭の価格が上昇することが予測されております。また、国内でも再生可能エネルギーの発電量の増加に伴い、電気料金に加算される再エネ賦課金が増大してきております。今後の電気料金の値上がりにより、みずから発電を行おうとする動きも考慮する必要があると考えております。

次に、バイオマス発電につきましては、県内で発生する資源の発生量や新設設備の計画状況を考慮したいと考えております。

小水力発電につきましては、資源エネルギー庁等が保有している資料や県や民間が保有している発電に適した場所等のデータなどを活用したいと考えております。

次に、(7)分野別施策について、主なものを御説明いたします。

①再生可能エネルギー等の導入推進につきましては、なるべく固定価格買取制度に依存せず、発電した電力の自家消費を推進する必要があると考えております。そのため、蓄電池等を利用し夜間や災害時などに使用する方や、発電し

た電力の売電先など信頼できる正確な情報提供を行っていく必要があると考えております。

また、小水力発電の発電可能箇所の公表などを行っていきたいと考えております。

②省エネルギーの推進についてです。省エネルギーの推進は、国のエネルギー基本計画におきましても、重要な手段として位置づけられております。各種セミナー等の開催を通じまして、より一層の取り組みを進めていきたいと考えております。

③持続可能な社会づくりのための体制の構築についてです。景観や自然環境に配慮した発電設備の導入や発電設備の再利用や処分に関する指導體制の構築を目指していきたいと考えています。

7ページになりますが、(8)各主体の役割についてであります。本県におきまして、再生可能エネルギーを普及させるためには、行政はもとより事業者や県民の方々の果たすべき役割も重要であると考えられますことから、これらの役割について記載することとしております。

特に事業者に対しましては、電力供給者としての自覚や適切な発電設備の維持管理並びに自然災害に対する備えなどを促すために記載することとしております。

(9)今後のスケジュールであります。本日の概要説明以降におきましては、来年2月に外部有識者からの意見聴取、当常任委員会における素案の説明、3月にパブリックコメントを行いまして、6月に当常任委員会で計画案を説明することといたしております。

新エネルギービジョンの見直しにつきましては、以上でございます。

引き続きまして、資料の8ページをお開きください。

国の森林環境譲与税と宮崎県森林環境税の用途についてであります。

(1)の表にそれぞれの目的、負担方法、税収、用途についてまとめております。平成31年4月から新たな森林管理システムが始まりますが、国の森林環境税が平成36年度から課税されるのに先立ちまして、平成31年から県及び市町村に森林環境譲与税が譲与されることになっております。

まず、左側の国の森林環境税等でございますが、パリ協定の枠組みのもとで、我が国の温室効果ガス削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を確保する観点から創設されるものであり、負担額は年額1,000円となっております。

税収ですが、最終的には、国全体で年600億円が見込まれておりますが、課税開始前の平成35年度までは、譲与税特別会計における借入金で対応することとされておまして、ちなみに平成31年度は、国全体で約200億円、本県には県全体で約5億7,000万円が譲与される見込みであります。

用途につきましては、平成30年度の税制改正大綱によりますと、市町村は、間伐や人材育成などの森林整備及びその促進に関する費用、都道府県は、市町村による森林整備に対する支援等に関する費用とされております。

次に、右側の県の森林環境税は、森林の持つ公益的機能が将来にわたって発揮されるよう、県民参加による森林環境の保全に向けた取り組みを推進することを目的としており、負担額は個人が年500円などで税収は全体で約3億円でありまして、用途は下に掲げております、4つの柱による森林づくりに充てることとしております。

このように国及び県の森林環境税は、基本的

には目的が異なりますが、一部重複する部分がありますことから、用途の整理を行ったところであります。

9ページの(2)県税の用途整理のイメージ図であります。左側の点線で囲みまして一番上でございます県産材利用は、これまで資源の循環利用という観点から、県の森林環境税で県全体での取り組みに活用してきましましたが、都市への県産材の利用普及が譲与税の対象となったことから、市町村を支援するという観点で、県に譲与される森林環境譲与税を充当することにしたいと考えております。

また、森林整備である間伐と市町村による水源地や集落上部にありますところの公有林化は、市町村に譲与される森林環境譲与税の用途に合致することから、譲与税に移行したいと考えております。

なお、その他の事業につきましては、条例の目的である森林環境の保全を目的としたものでありますので、引き続き、県の森林環境税で行いたいと考えております。

なお、県の森林環境税が譲与税に移行する部分の残余につきましては、現在、喫緊の課題となっております再造林率の向上など、課題解決に向けた取り組みについて検討しているところであります。

右側には、森林環境譲与税について、主な用途を記載しておりますが、県は新たな森林管理システムを円滑に推進するため、市町村への支援として、市町村職員の研修や地域林政アドバイザーの市町村へのあっせん、林地台帳の精度向上への支援を実施する予定であり、県に譲与される譲与税のほとんどが、これらに活用されるものと考えております。

また、市町村は森林整備につながる林地台帳

の整備や森林所有者に対しての意向調査、そして森林整備の促進につながる担い手の確保や市町村産材の利用などを行うこととしております。

(3) 今後の主な予定についてであります。国と県における今後の主な予定を記載しております。国では、本年12月に平成31年度税制改正大綱が閣議決定・公表され、来年1月には関連法案が国会に提出され、3月末までには採決される見込みであります。

県では、12月に県森林環境税活用検討委員会を開催いたしまして、使途の整理等について説明を行いたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○富山環境管理課長 常任委員会資料の10ページをお開きください。

川内川水系河川白濁に係る水質改善対策等について、御説明いたします。

(1) 水質の状況ですが、4月の長江川等の白濁以降、週1回のペースで赤子川や長江川、川内川の計9カ所において、検査の概要に記載している項目の水質検査を実施してきており、11月14日に採水した検査結果が最新の結果となります。

内容は、右のページの採水地点を示した図で御説明いたします。図では、採水地点ごとに水素イオン濃度(pH)とヒ素の検査当初の値と直近の値を比較して記載しております。

右下の硫黄山付近にある最上流部の①えびの橋では、当初と比べ、ほぼ同じような結果でした。①えびの橋から下流に行き、中ほどの②大原橋では、当初と比べ、pHは同じような値でしたが、ヒ素は40分の1と低い値になっており、さらに下流の③長江橋では、ヒ素は基準を達成しております。

このように下流に行くに従って数値が改善す

る傾向が見られ、川内川に合流する前の長江川橋や④の堂本頭首工では、8月29日以降12週連続でpHを含め環境基準を達成しております。

なお、水質はよくなったり悪くなったりとして変動しておりますので、今後も引き続き監視を継続してまいります。

10ページにお戻りください。

次に、(2)水環境対策研究・検討の進捗状況について御説明いたします。

①の水処理対策につきましては、宮崎大学の協力のもと、えびの市や国の機関とも連携を図り、庁内の関係課と協議しながら対策の検討を行っているところです。

詳細については、12ページのA4横の資料をごらんください。この資料の左上の水質改善対策の欄に記載しておりますが、宮崎大学がえびの高原において、石灰石を活用した河川水の中和による水質改善対策の検討のために、実際の河川水の一部をくみ上げて行った実証試験を行った結果、水素イオン濃度(pH)の改善等、一定の効果が確認されております。

そこで、えびの市と県では、実際の河川の中で行う実河川試験を大学の助言のもと、11月6日からえびの高原に市が設置している沈殿池の付近で実施しているところです。

検討内容は、資料の右上に記載しておりますが、石灰石を活用した水質改善は、比較的 low コストで実施可能な対策であることから、実河川試験を重ねて試行錯誤しながら、効果や課題を検証していくこととしております。

実河川試験の概要については、下の13ページの写真をごらんください。

左側の航空写真の白い長方形が、えびの市が設置した沈殿池です。この写真の右下のほうから、硫黄山から流れてくる白濁水を引き込んで

おりますが、この水路上に赤い長方形で示している位置で、右の写真のように、石灰石を敷き詰めた水路に河川水を通すこと、通水させることによって中和する試験を行い、主に中和によって石灰石がどのように消耗するかということから調べ始めております。

現在まで、石灰石の消耗は比較的早く、流れの速さによって変動することがわかってきておりますが、pHの上昇を確認し、効果や課題を検証するためには、まださらに試験を行うことが必要と考えられますので、今後も引き続き試験を継続してまいりたいと思います。

なお、これらの結果につきましては、宮崎大学の解析や助言とともに、応急的な対策の検討に活用していくこととしています。

資料の10ページにお戻りください。

下のほうの(2)②の沈殿物処理についてですが、宮崎大学にて、沈殿物のリスク評価や処理方法について、現在、研究を行っており、結果が出るまでの間は、沈殿物をしゅんせつし、仮置きを行う必要がありますので、しゅんせつや仮置きの方法などについて、現在、大学やえびの市、関係機関と検討をしているところでございます。

私からの説明は以上になります。

○大岩根自然公園室長 常任委員会資料の14ページをごらんください。

えびの高原における火山ガスの常時観測器の設置について、御説明いたします。

(1)の設置目的ですが、新燃岳や硫黄山の活発な火山活動により、火山ガスの発生が確認されていることから、えびの高原を訪れる登山者等の安全を確保するため、これまで手動式ガス観測器等を導入し、二酸化硫黄ガス濃度を測定して安全確認を行ってきたところですが、手

動観測器を補完し、常時火山ガスの状況を監視できる自動ガス観測器を設置し、警報ランプによる注意喚起や硫黄山等のガス濃度のリアルタイムでの情報提供を行うものです。

(2)の設置場所につきましては、写真左にありますように、えびの高原えびのエコミュージアムセンター東側の硫黄山方向壁面に設置したところですが、また、えびの高原は標高が高いため、冬場には氷点下になることもあり、誤作動を防止するため、検知部及び警報ランプは外に、観測器本体は室内に配置しました。

次に、(3)設置機器の概要についてであります。監視対象ガスは、二酸化硫黄ガスで、観測値は県庁ホームページでリアルタイムで確認できるようになっております。左下の県庁ホームページ画面から赤い部分をクリックすることで、右下の観測値表示ページとなり、黄色の部分にガス濃度がリアルタイムで表示されます。

15ページをごらんください。

(4)火山ガス発生に伴うこれまでの対応状況についてであります。①にありますように、これまで登山者等の安全を確保するため、えびの高原周辺の5カ所の観測点で1日3回定期的に、県から委託を受けた自然公園財団が二酸化硫黄ガスの濃度を計測し、基準値以上の数値を検出した場合は、下記の米印にあります二酸化硫黄ガスの滞留に伴う規制の実施基準に基づきまして、登山者等に注意喚起等が行える体制を整え登山者等の安全を図ることとしているほか、えびの高原自主防災組織を中心に、高濃度火山ガスを想定した避難誘導訓練が定期的実施され、避難の手順等の確認が行われております。

このほか、④にありますように、登山者等に対してガス発生時の対応を記載したチラシの配布や緊急時に対応できるよう、ガスを吸い込ま

ないためのメディカルシート、ガスマスク等をえびのエコミュージアムセンターやえびの高原荘等に常時配置しているところです。

(5)の今後の取組ですが、えびの高原では、夜間は、登山者や観光客等が利用する宿泊施設以外は無人となるため、急なガス濃度の上昇により、基準値以上の濃度が検出された場合の情報伝達の仕組みづくりが必要なことから、緊急速報メールを送信するシステムの構築を進めていくこととしております。

今後、登山者等利用者の安全確保を最優先に、注意深く監視し避難誘導体制の整備を図っていきたいと考えております。

説明は以上です。

○日高森林経営課長 それでは、常任委員会資料の17ページをお開きください。

森林経営課からは、「みやざき林業大学校」におけるサポート体制の構築について御説明いたします。

まず、資料の(1)の体制構築の目的についてでございます。みやざき林業大学校のサポート体制は、受講生が安心して充実した研修が受けられますよう、市町村をはじめ民間企業、林業事業体などの関係者が一体となって、受講前から受講中、受講後のそれぞれの場面で、必要な支援や協力など一貫したオールみやざきの支援体制を構築するものでございます。

次に、(2)の構成メンバーと支援の内容についてでございます。中ほどの表に示しておりますように、サポート体制の構成は、県森林林業協会や森林組合、県素材生産事業協同組合などの林業関係団体、民間の林業事業体や林業機械メーカー、公的機関である市町村や森林管理署、宮崎大学、県教育委員会などをメンバーの対象としております。

支援の内容としましては、受講前にはカリキュラムの作成、住宅のあっせん、受講中の実習フィールドの提供や講師の派遣、インターンシップの受け入れ、さらに、受講後には就職のあっせん等を行うことにしており、表にありますとおり、各構成メンバーに該当する支援の内容に丸印をつけております。

なお、県におきましても、教育委員会や自治学院と連携を図りながら、受講生の募集活動やカリキュラムの作成等に現在取り組んでいるところでございます。

次に、(3)のサポートチームの結成についてでございます。県では、林業大学校のサポーターとして参加する意向を持つ者に対し、参加の依頼を行った結果、県内の全市町村や林業事業体など、80の機関からサポーターとして承諾をいただいております。既に受講生の募集や住宅の提供、カリキュラムの検討などについて必要な協力を受けているところでございます。

最後に、(4)の今後の取組についてでございます。今年度中に各研修コースのカリキュラムの調整や施設・機材等の整備に加えまして、サポートチームとも緊密に連携しまして、林業担い手育成の機運を醸成するなど、来年4月のみやざき林業大学校の開講に向け、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○三重野山村・木材振興課長 続きまして、資料の18ページでございます。

山村・木材振興課から宮崎県版「意欲と能力のある林業経営者」について御説明させていただきます。

こちらにつきましては、来年4月から施行されます森林経営管理制度の施行面にかかわる仕組みでございます。

まず、(1)で森林経営管理制度を簡単に御説明させていただきます。

この制度では、図の左側でございますが、森林所有者がみずから森林経営管理を行うことが難しい森林につきまして、真ん中の市町村が森林所有者から、その経営管理に必要な権限を取得した上で、林業経営に適したものについて、図の右側になります。意欲と能力のある林業経営者に委ねる仕組みとなっております。この林業経営者の募集と公表を県が行うこととなっております。

(2)で今回県が行います、意欲と能力のある林業経営者の選定概要を御説明いたします。

まず、①の名称につきまして、空欄としてございますが、内々には「ひなたのチカラ林業経営者」にしたいと考えてございます。ひなたのチカラ林業経営者、この名称には、ひなたの恵みで育つ森林を将来にわたり守り育てることを通じまして、森林所有者や市町村、県民にとってのチカラとなるような経営者になっていただきたいという願いを込めたものでございます。

②の登録の対象でございますが、県内で森林施業を行う林業事業者ということでございまして、他県の事業者であっても申請可能でございますが、森林法違反等の容疑による経営者等の逮捕などに該当する場合は登録できないということにしております。

3番目は、応募した林業事業者の選定基準でございますが、一定の素材生産量など、効率的かつ安定的な林業経営を行うとともに、主伐後の再造林など継続的な生産活動を行い得る方を選定することとしております。国が定めた基準を参考に、本県の実情を踏まえた基準としてございます。

具体的には、5年後の素材生産量が3,000立方

メートル以上、かつ生産性を2割以上増加させる計画や主伐面積の8割以上を再造林する計画を有していること、また、伐採・造林に関する行動規範を策定していることなどについて、提出された事業計画で確認していくこととしてございます。

④が登録手続でございます。林業事業者からの申請を基本としておりますが、市町村からの推薦も可能としてございます。

登録に当たりましては、③の選定基準を満たした上で、選定に問題がないか、関係市町村に意見を聞いた上で審査を行います。その結果、県が認定した方については、林業経営者名簿に登録させていただくこととしておりまして、その有効期間は5年で更新も可能でございます。

また、この名簿につきましては、ホームページで公表することにより、市町村が森林経営管理実施権の配分を行う際の参考にしたり、一般の森林所有者の方が事業を依頼するときの参考にさせていただくことを想定してございます。

⑤の登録後の運用でございます。本県独自の運用といたしまして、登録してしまえば終わりということではなく、登録後も適切な業務運営を行っていただくよう、停止や取り消し処分の規定を設けてございます。これは、本県におきまして誤伐・盗伐問題が発生していること、また全国的にも林業労働災害が多いといった状況を踏まえたもので、森林施業に関する行政処分や2回以上の文書指導を受けた場合、あるいは林業死亡災害が発生させた場合につきましては、体制面も含めまして改善を行っていただくため、登録を一定期間停止するというようにしてございます。

また、経営者の死亡など林業経営者からの申し出があったほか、虚偽報告があった場合など

悪質な場合については登録取り消しをして、登録された林業経営者が所有者や県民からの信頼に立ていけるような厳格な運用を行っていくことにさせていただきます。

⑥の進捗管理といたしまして、林業経営者がみずから設定した計画が、目標に向かって取り組まれているかについて、毎年度報告をいただき進捗状況を確認するとともに、必要な指導を行うこととさせていただきます。

⑦でございますが、登録による優遇措置でございます。登録された林業経営者につきましては、森林経営管理制度に基づきまして、市町村から経営管理実施権の取得が可能となるほか、長期的な事業活動の実施に必要な高性能林業機械の導入等の施設整備についての国庫補助事業の活用、融資制度の償還期間の延長、国有林野事業の委託先としての配慮などの優遇措置が設けられることとなっております。

⑧が今後のスケジュールでございますが、近日中に公募を開始いたしまして、来月早々には、関係団体、事業体に対する説明会を県内3カ所で開催いたします。制度の趣旨や目的を周知して、しっかりと募集をしていきたいと考えております。

また、公募開始と同時に申請の受け付けを始めまして、年明け3月には第1号を公表する予定とさせていただきます。

説明は以上でございます。

〇二見委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑はありませんか。

〇来住委員 新エネルギービジョンの見直しに関して、皆さんの耳に入れとったほうがいいかなと思って発言するんですけど。実は私の家の屋根にソーラーの発電をつけているんですよ

ね。最初つけたのが14年ぐらい前だと思います。それから、新たにまた三、四年ぐらい前に、屋根がまだ余っていますよということになってつけたんですけど。実は最初につけたところが、先日、検査に来てくれたんですよ。そしたら、最初に設置したパネルの発電量が3分の1しかないっていうわけですよ。保証期間も切れているということで、1枚かえると何万円だとかで、十数万円なんですよ。それで、いかがいたしましょうかという話になったものですから。これはうちの連れ合いがずっとかかわっていて、私は全然かかわってなかったものですから。そしたら、いわゆる京セラの製品なんですよ。うちの連れ合いに聞いたら、まだ金を払っている状況なんですね。それで、あなた方はこれを我々に全部取りかえろって言うのって言ったんですよ。幾らなんでも、まだ金を払っている段階で発電量が3分の1しかないというときに、それを全部取りかえて、その費用は全部我々持ちと。それはないでしょうって言ったんですよ。天下の京セラがそんなことするのと話をしたんです。そしたら結論としては、1週間ぐらいしてから、京セラの責任で全部取りかえますということになったんです。

事業としては皆さんのところではなくて、例えば消費生活センターだとかになってくるとは思うんですけど、私がやっぱり共産党の議員をしているということもあって、うちのだけはそうやって向こうの責任で取りかえてくれるということになったのじゃないかなと心配しているわけですよ。僕は、彼らを取りかえないということにするんだったら、私の責任で取りかえてくれとなるんだったら、国会で問題にしてやるよと。国会まで問題にしようと思っていたんですけど、そこまで至らなかったんですね。

僕は皆さんに、当然こういうことが起こると思います。多分、今も起こっているんじゃないかと思うんですよ。うちは意外と早いほうだったんですよ。ですから、やっぱりそういうトラブルが起こる可能性がある、現に起こりましたので。ですからちょっと耳を澄ませていただいて、消費生活センターなどにはそういう相談は来ていないのかどうか。その場合、どういうふうに対応するかというのがありまして。ですから、30年も40年もたっているんだったらそれは仕方がないんですけど、まだ十三、四年でお金を払っている段階でもう一遍全部新しく取りかえる、金払えという、それはないだろうと思うんですけど。そういう話は来てないかなと。課が違うからあれなんですけれど、そういうお話は聞いたことはありませんか。

○城戸環境森林課長 そういったトラブルについては、こちらにまでは声は上がって来てないんですが。先月、専門家を集めました委員会を開きまして、そこで出た意見では、故障は発電量の低下もあるんですけど、パワーコンディショナーというのが故障するということで。実は私の家も太陽光パネルをつけているんですが、保証期間がありまして、基本的にはそれ以内であればいいんですけど、一時期それが切れまして、保証期間を延長しますかということで来たことがありまして。

今回、ビジョンの見直しを行いますので、例えばそういったトラブルとかがあると、今後の普及にも当然支障が出ますので、こちらからも積極的にそういった声を拾ってみたいと、消費生活センター等へ問い合わせをしてみたいと思います。

○来住委員 あんまり文句を言わない人は、保証期限も切れているんだからしょうがないとい

うふうになってしまっていて、取りかえるにも金がない。ですから、発電量が3分の1しかないけれども我慢するとかいうことになってしまうので。そういう点では、ぜひ消費生活センターなどともよく連絡を取り合っていただきたいなと思います。

確かに僕が思うのは、契約上は例えば保証期限が決まっているわけだから、期限が切れてから起こっているという点では、ある意味じゃ仕方がない面もありますけれど。ただ、しかし、わずか十四、五年でだめになってしまうような製品を売っていいのかということになるわけで。だから、それじゃ僕はやっぱりだめだと思うので、ぜひひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○二見委員長 関連の質疑はありますか。

○高橋委員 説明があつたのかもしれませんが、前のビジョンから、新エネルギービジョンで対象範囲を広げたというのが、この一覧表の図なんでしょうけれど、新たに入ったのはどれかというのを、ちょっとお示しただけませんか。

○城戸環境森林課長 資料の4ページの中ほどの表なんですけど、今までの新エネルギーといいますのが、左側の主なもので発電分野とありまして、太陽光発電以下地熱発電まであるんですが。例えば地熱発電でしたら、これまでの新エネルギーに含まれているのは、バイナリー発電といいまして、水よりも沸騰する温度が低い液体等を蒸気で温めて、それを回して発電する、それしか新エネルギーの範疇にはなくて、それ以外にもっと温度が高い蒸気で発電をするといったものは新エネルギーには含まれておりませんでした。

それと、新エネルギーの分野には小水力発電しか含まれておりませんので、大規模水力発電を

含めたとしても、もう既に開発するような適地はほとんどないと思いますが、国等におきましては今、再生可能エネルギーという表現をしておりますので、あわせて今回定義をそちらに合わせてようとしているところです。

○高橋委員 これは宮崎県の新エネルギービジョンですよ。右のほうに、雪氷熱利用とあるじゃないですか。雪と氷ですよ。宮崎県でこれできるの。宮崎県のビジョンだから、これは外されたほうがいいんじゃないかなと思ったんですが。

○城戸環境森林課長 確かに委員の御指摘のとおりで、これは一般的な新エネルギーと再生可能エネルギーの違いを表として掲げましたので、本県では該当はないと思います。

○高橋委員 それと、5ページでちょっと確認なんですけれど、小水力発電は初期投資が大きいという説明があったんですけど、バイオマス発電だって初期投資は大きいと思うんですよ。だから、説明されるのであれば、キロワット当たりの投資額は数字的に持っていらっしやらないんですか。

○城戸環境森林課長 済みません。ちょっとそういった資料は持ち合わせていないんですが、ここでは、特にこの発電について普及してない理由ということであえて書かせていただきました、特に小水力発電では水利組合とかがやる場合に、私もちょっと詳しくないんですが、例えば銀行からお金を借りられずに、個人で借りるしかないとか、恐らくそのあたりもネックになっているんじゃないかと思います。ちょっとお答えになってないかもしれませんが。

○高橋委員 送電線の接続の問題が今いろいろネックになっているから非常に悩ましいんですけど、小水力は24時間の発電だから非常に魅

力がある発電で、私も議会で一度質問したことがありますけれど、可能性調査にもちょっと力を入れてほしいなということなんですよね。どちらかという、市町村に補助金を出して可能性があるかどうか探してもらおうというようなやり方じゃないですか。もうちょっと積極的にやれるようなものにしてほしいということを要望しておきたいと思います。

○西村委員 九電が事業用発電の買い取りに対しての方針を出されてきて、この新エネルギービジョンもそういった社会的背景——売電、発電は、やっぱり経済事業でありますから、いわゆる使う人がいないと売れないということにつながっているんじゃないかなと思いますし、いろんな送電の関係の事故の危惧とかはされていると思いますが、そういったことをこの新エネルギービジョンの見直しの中に含めなくていいのか。先が不透明なことは当然あるんですが、そういうことは含めなくていいのかというところが1点。

あと、今後、県内で既に事業化されて九電との契約も終わって、間違いなく今後さらに伸びる発電量というものがあれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○城戸環境森林課長 今後、電力の需要量をふやす取り組みといたしますか、そういったものも触れたほうがいいんじゃないかなという御質問だと解釈したんですが。延岡では、例えば市民発電所——具体的な例はまだわかりませんが、先日の新聞では、県内の企業さんがそういったものを電力市場から調達して、残りは九電から調達して、市民に安い料金で提供するというのがございましたが、選択肢としては、当然そういったものも推進できればと思っておりますので、またビジョンの文言を検討する中で考えて

みたいと思います。

それと、今後伸びる分野ですが、御案内のとおり、メガソーラーについてはもういっぱい状態です。あと家庭用の太陽光につきましては、現在、余剰電力の買取期間が来年度から順次終了するというので、それを勘違いされて、全て買い取ってもらえないんだという誤解が生じていたりもしますので、ちょっとそのあたりを払拭して。あと災害等に備えた取り組みも、正確な情報を提供することによって多少でも伸ばしていけないかなとは考えております。

あと、小水力の伸びが非常に悪いということで、初期投資の大きさや送電線の問題がどうしても出てきますが、伸びる枠としては小水力ではないかなと考えております。

バイオマスにつきましては、ちょっと資源量等の制約がありますので、それについてはまた今後検討していきたいと考えています。

○西村委員 もう既に事業化が決まって、今後、発電が始まる予定のものがどのぐらいあるか聞いたんですけれど。例えば小水力が2つぐらい、今もう工事中とか、風力が工事中というものがあれば。

○城戸環境森林課長 例えば小水力発電につきましては、現在、県内で把握している分で25カ所ございますが、それ以外に把握している分では、30年度以降の導入計画が今3カ所ございます。

それと、風力発電につきましては、現在、五ヶ瀬、諸塚で8基が既に稼働しておりますが、今、事業化に向けて同じ会社があと6基追加ということで。あと串間と日南でそれぞれ事業計画がありまして、既に串間につきましては、平成32年度に稼働予定のようであります。

○三重野山村・木材振興課長 木質バイオマス発電の部分でございますが、先ほど環境森林課長からお話したもののほかに、事業者としては3カ所、日向市、都城市、それから西米良村で立地予定がございます。

課題の中にもございますけれども、資源量の制約がございますので、その範囲におさまるものということで、これは考えています。これによる実質的な上乗せ分が、およそ2万キロワット分でございます。

○西村委員 ありがとうございます。先ほど申し上げたように、九電との調整で、これ以上買わないような雰囲気になんていて、一方では、自然エネルギーの割合を伸ばしていこうという事業者とのせめぎ合いはありまして。自然エネルギーだけ扱って安価でやったりとか、自然意識が高い人に使ってもらおうとか、いろんな方法があると思いますが、自由化になったものの、まだ県内ではそこまで、今度こっちの電力会社にかえようかみたいな声はあんまり聞かないんですね。その辺もまだ県民は知らない人も多いかなと思いますので。一方で、自然エネルギーを進めながら、一方では、使う人のニーズをしっかりと把握していただくようお願いしておきます。

○二見委員長 関連質疑で私からいいですか。

6ページの分野別施策の主なもの、①再生可能エネルギー等の導入推進で、自家消費を推進するために蓄電池を使用した活用方法等の情報提供ということなんですが、この蓄電池の一番の課題は高いということだと思うんですね。これを考慮した上で情報提供をして、どれだけ蓄電池が普及されるというふうに考えていらっしゃるんですかね。

○城戸環境森林課長 今、民間のほうで、例え

ば九電さんがほかの企業さんと組んで、実際どれぐらいの容量のものを設置して、どれぐらい発電するという経済効果といいますか、収支計画を明らかにしていくことが重要ななと思って、委員長がおっしゃるとおり、非常に高額です。経済合理性からいえば、なかなか難しいと思います。

ただ、今回、北海道のほうで地震があったり、必ずしも経済合理性だけでは言えないものもありますので、どういう活用をしたらそういうときに役立ったとか、そういったものもいろいろ研究して、少しでも普及が停滞しないように、取り組みを進めていきたいと考えています。

○二見委員長 今まで新エネルギーという中で、どっちかといったら、水素のほうでいろいろとエネルギー効率のこととか検討してきたんですけれども、本来は、こっちのほうと一緒にやるべきだろうなと思っていましたね。

電気の一番の問題は、ためられないということです。発電したらその場でどっかに消えていくわけですね。これが一番の問題なので、だから水素としてためることができないのか、アンモニアとかメタンとかそういう形でためられないのかということとをずっといろいろ議論していたわけなんです。ここでおっしゃられるように蓄電というところですね、これを個人で導入しようと思ったら、相当コストも高いし、なかなか難しいんだと思うんです。けど、これからは、地域の中でどうやってこのエネルギーを回していくかというところを考えていけない時代なんじゃないですかね。

最初の太陽光発電が伸び率でも大分上がったんですけれども、これがふえていった理由は、これでもうけようと思ったわけですね。今まで使っていない土地に太陽光発電を並べて、そ

こで発電して高い売電価格で売っていけば、どんどんもうかっていこうというので、これだけふえてしまった。それまでは全然ふえなかった。それはやっぱり家庭、家庭で導入してもらって、そこで使ってもらおうというような方向でやっていたからなかなか進まなかったんだけど、この制度が始まったとたん一気に伸びてしまった。ましてや地元の人たちがやっているんじゃないで、よその人たちが投資して、はっきりいって町なかのいいところまでパネルが並んだりしてしまったわけなんです。こうなってしまったことを本真摯に反省して、新しい計画をつくっていかないといけないんじゃないかなと思います。

もう過ぎてしまったものはしょうがないので、今後のことを考えなければならないと思うんですけれども、ぜひこの蓄電池を地域で導入できるというような視点も必要なんじゃないかなと思うんです。

3年前だったか、つくばのほうに特急が抜けたので、柏の葉という新しいまちができたところがあったんですね。あそこは本当に大型の蓄電施設をつくって、それで地域の電気を賄おうという。昼間発電したものを、そこで蓄電して夜みんなで使うと。そういうようなシステムが、新しくつくるまちでは簡単にできたわけなんです。今ある私たちが住んでいるまちの中に、そういう地域をどこかモデルでもいいからつくっていくというような方向性が必要なんじゃないかな。水素でいったら宮大が研究していたので、あそこの木花地区の一带を水素と太陽光を使って地域の夜の電力を賄うとか、そういうエネルギー循環というものも今後考えていく必要があるんじゃないかなと思うんです。

だから、この蓄電池を、何とかこの地域の中

で利活用していくような方向性、それも個人レベルではなかなか難しい話だと思います。だから、どれくらいの規模の地域で、どれくらいの予算を組んで、九電とかが進んで研究しているのであれば、それとも一緒になって、県、市町村、企業一体となって、これからのエネルギー循環をどう考えていくのかというところをぜひ検討していただきたいなと思います。そのために地域に太陽光パネルとかがあるのであれば、それはいいことじゃないかなと思いますが。ぜひそういう検討をしていただきたいと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○城戸環境森林課長 今回、ビジョンの見直しということで、絶好の機会ですので、委員長から御指摘のあった件につきましても、いろいろ情報収集してみまして、あと日ごろから環境省の補助金とか使えるものがないかというのは情報収集しておりますので、そういったものを照会しながら、そういったことをできないか、検討してみたいと思います。

○二見委員長 ぜひ甲斐部長、日隈部長とよく協議していただければなど。水素のほうもこの中に連携して入れてもらわないと。総合政策部のほうで、エコファームの導入を去年、ことししていると思うんですけれども、そういう小さいレベルだけじゃ、地域のエネルギーの循環というものは考え切れないと思うんですよね。ぜひ一緒になって取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○甲斐環境森林部長 先ほど来お話がありました、太陽光発電が伸びてきた一つの要因として、ソーラーパネルの業者が——京セラさんを含めソーラーフロンティア、パナソニックいろいろありますけれども、そういったメーカーに、設置業者がかなり当初いろんな分野から参入した

と思います。ある意味、利益追求型だったかもしれません。そういうことで、そこにまたこういう土地があるよと、ここにパネルを設置しませんかという働きかけをする業界の方もいらっちゃって、かなり急斜面にパネルを設置した。ちょっと無理があるんじゃないかというところもございました。つまりこのエネルギーの背景にある社会情勢として、うまみのあるところにはやっぱり参入する。そういうところも十分見据えて、必要な規制はかけていかなければいけないでしょうし、消費者行政と連携しないといけないというふうにも思っております。

あわせて蓄電池、水素エネルギー等々につきましては、九州経済産業局、それから九州経済連合会が中心になりまして、九州大学ですとか各県、国の機関、それからエネルギー関係の開発業者を含めたところで、水素エネルギーでありますとか電気自動車の関係、蓄電池の関係という情報交換を行っていたところに私も参加したことがございました。簡単にはいかないようではけれども、電気はためられないと。エネルギー交換で発電したものを蓄電池にすると、歩どまりがこうなると。そこを高くできないか。そのためにはどういう手法がいいのかといったようなこと——民間企業レベルも参画した研究会がございましたけれども、そういう動きも反映し、社会情勢等も踏まえた内容も盛り込みながら、可能な限りですけれども、県庁内でもエネルギー主管部局の——そこは大型の電力開発が中心ですけれども、総合政策部とも連携しながら、今回のエネルギーが数字の目標だけではなく、それをめぐる背景にある社会情勢等も可能な限り盛り込んで、県として、この計画にしっかり向き合いながら策定に努めていきたいと思っています。

○西村委員 この資料8、9ページで説明いただきました、使途についてのところで、本県の森林環境税が当然最初にあったわけなんですけれど、そのときからいろいろ疑問に思っていた部分を含めて。この国の森林環境税でさらに税負担をして、また山に還元していこうという流れは、本県にとってはいい動きかなと思うんですが。

木を切ったら植えるという再生林の手助けを税金を使ってやるということが、一つは事業者が木を切って、木を売って、もうかると。一方では、山主が木を出して、収入を得るという側面があるにもかかわらず、その後の再生林はしないと。それで山が壊れて、治山するのにお金がかかっていくということは、少しどうかなといつも思っております。しっかりと山の持ち主の責任、そしてまた切る事業者の責任というものを明確にしていけないと、やりっぱなしでも後で県がやってくれる、国がやってくれるということであってはいけないと思うんですが。現状に対して、そのあたりの指導、監督というのはどうなっているんでしょうか。

○日高森林経営課長 まず森林整備、再生林について、県の森林環境税、それから来年導入されます森林環境譲与税との関連性でございます。まず施業については、再生林と間伐がございます。ただ、国の森林環境税につきましては、地球温暖化対策のパリ協定におきまして、次の日本のCO₂の吸収・削減というのがあるんですが、その中で森林による二酸化炭素の吸収源というものが割り当てに算定できるようになっています。

具体的には、森林によるCO₂の削減というのは、間伐によって樹木の生長を健全にしてCO₂を減らすことで環境保全に貢献するという

ことですので、国が導入します森林環境税については、基本的に森林整備事業については間伐が主体ということになっています。

委員御指摘のとおり、再生林で、木を植えて森林が育つということは、環境貢献にもなりますけれど、一方では、個人の財産ということになります。ですから、国、県で今、森林整備事業ということで造林に対して補助をしている部分は一面的には環境貢献もありますけれども、個人の財産というところで公共事業という側面もございます。したがって、来年度から導入される森林環境譲与税、国税につきましては、再生林には充てないと、間伐に充てるという基本方針がなされているところでございます。

そういった面を含めて、県の森林環境税も基本的には再生林等には充てないということにはしていますけれども、一部、市町村等において水源地になる、あるいは人家の上流で崩落防止等の保全対策になると、極めて公益性の高い森林につきましては、所有者、市町村、森林組合の3者で協定を結びまして、なおかつ植栽して20年間禁伐、切つてはいけないという厳しい制約を加えたものにつきましては、県の森林環境税で、国の事業に対して7%上乗せした形で、再生林に対して森林環境税を適用している側面がございます。

適当な答えだったかわかりませんが、以上でございます。

○西村委員 わかりました。

○重松委員 基本的なことなんですけれども、今、宮崎県の森林環境税は個人県民税が年額500円で、今度、国の森林環境税につきましては年額1,000円になりますが、36年度から課税された場合は、県の500円はなくなるということでしょうか。継続されるんでしょうか。

○美戸みやぎきの森林づくり推進室長 継続させていただきたいと考えております。

○二見委員長 ほかに関連はありますか。

○高橋委員 先ほどの西村委員の質疑の続きなんですけれど、いわゆる間伐主体で再生林させないというのは、個人の財産を形成する形になってしまうからということ。一番最後の意欲と能力のある林業経営者の関係と絡むんでしょうけれど、いわゆる放置されている山は意欲のあるところにおいて施業してもらうことになるわけですね。

○三重野山村・木材振興課長 こちらの制度におきましては、森林所有者の方に、まず適切に森林を管理してくださいという意向確認を行った上で、私はなかなか厳しいですと、そういうものについて市町村が経営管理権というものを受けることになってございます。その中で林業に適したものについては意欲と能力のあるひなたのチカラ林業経営者に今回、お願いするとともに、なかなか林業経営に向かないといったところにつきましては、市町村が管理、経営をしていく仕組みになってございます。

いずれにしても、どちらかが責任を持って山を手入れしていく体制をつくっていくという仕組みになってございます。

○高橋委員 ごっちゃにして聞くからちょっと申しわけないんだけど、林業経営者に委託された山というのは、切って売っていいんですね。売っていいわけだから、その再生林はだめというのは、多分税金を投入してしまうから、だめなんだろうなって意味にとったんですよ。

○三重野山村・木材振興課長 ひなたのチカラ林業経営者に委託された森林につきましては、まず、伐採から植栽も含めて最低15年以上の委託契約を結んでくださいと。それは市町村との

間でございますが、最長50年まで大丈夫ですよということにしております。

実際、出す段階におきましては、伐採収入がある時点からスタートしますので、その後の植栽も含めて対応していただくことによって、先ほど西村委員から御指摘のありましたようなモラルハザードといったところはなくしていくという仕組みで運用していこうとしております。

○高橋委員 また後ほど聞きますね。まずは、この森林環境税を整理します。使途の関係で、市町村のところに人材育成とか担い手の確保というふうにありますよね。今、森林で課題というのは、やっぱり人材の確保だと思うんですよ。なぜ人材が来ないかという、もうからない。もうからないがゆえに、その従事者の待遇が余りにも劣悪で。きついとかそれもあるけれど、賃金だったり退職金制度だったり、そういったところに充てる可能性があるということで理解はできないんですか。

○三重野山村・木材振興課長 退職制度など福利厚生というところで申し上げますと、今の段階で担い手基金というものを活用いたしまして、一部でございますが、労災保険とか、退職共済とかの一部について助成をさせていただいているところでございます。

今回、新しい税の導入におきまして、市町村の担い手の確保・育成について、実はお金の割り振りで林業従事者の頭割りで2割程度は当然入ってくるということもございますので、今回、市町村との間で県が行うべき担い手対策の役割、市町村が行うべき担い手対策の役割、そういったところも議論を始めたところでございます。とはいえ、先ほどの待遇が余りにも悪いじゃないかといったところにつきましては、ここは恐らく1人当たりどれだけ稼げるかという、結局

は経済行為になってくると考えてございますので、そちらにつきましては生産性をいかに向上させるかということを持ちまして対応していきたいと考えてございます。

○高橋委員 言い方は申しわけないけれども、要するに、今現在の退職金共済制度が余りにも、貧弱なわけですよ。10年で100万ないし、35年で400万かな、ちょっと調べてみたら380万ぐらいなもんですよ。なぜこんなに悪いかといったら、もちろん掛金も安いんでしょうけれど、それに見合う助成ができないんですよ。基金を持っているじゃないですか。県もいろいろとお金を出しているけれど、この基金が余りにも少ないから、果実ではとてもじゃないができない。だから、この辺に市町村がばらばらじゃなく出資してもらって、この退職金共済制度を充実させることによって、10年で98万が200万とか、そういうものにしてくださることで林業従事者が確保できるんじゃないかとちょっと考えたもんですから。使い道のところ辺を。いろいろ間伐主体だよということはわかります。ただ、こういった担い手確保、人材育成のところにお金をやっぱり使うべきだなということと、森林環境税も森林を守り育む次代の人づくりということで、ここも拡大解釈をすれば、何らかのお金を誘導できるんじゃないかなと思ったりするんですよ。重松委員の質問に、県の森林環境税も継続して行くということだから、財源はあるなと思ったところであります。

○三重野山村・木材振興課長 まず、前半の担い手の部分についてのほうからお答えさせていただきます。

まず、市町村のほうでもということで、市町村の用途については、最終的にはこれは市町村の財源ということになりますので、市町村の意

思判断になるんですが、実際この制度を動かしていく上で、市町村とも意見交換を進めながら行っております。結局、この林業で回すシステムというのをやっていく上で、当然、人材の確保も重要でありますことから、そういったことも話をしながら、市町村に事業が落ちたときに、しっかり回るような仕組みとして活用していただけるよう、私どもからもお話、議論をしていきたいというふうに考えてございます。

○二見委員長 関連質疑はありませんか。ないようでしたら、ほかにはないですか。

○来住委員 ちょっとお聞きします。11ページについていいですか。

水質状況の報告をされているんですけど、例えば長江橋は、4月21日に水素イオンが6.7なんですよね。そして、長江川橋の4月29日は2.3なんです。多分2.3だと思います。一番強いころでしたから。堂本頭首工が7月25日に3.3なんですよ。これ誤りじゃないんでしょうかね。日付が違うんじゃないのかなって僕は思うんですけど。ちょっとそこの整理をしてほしいなと思いたんですが。私の間違いかもしれませんけれど。

○富山環境管理課長 この対比は、測定をし始めたときの日と最近の値を比較しています。結果的に、測定をし始めた日が各地点で異なっていますので、このような日付の差が出てきております。それに③の長江橋の4月21日の値は6.7とあります。この数値は、大分いいんですよ。この21日というのは、噴火した直後の値ですので、上流のほうはすぐく汚れた悪い数値が出ていました。そのときにとったデータなんですけど、なぜここがこういうふうによい水準になっているかにつきましては、まだ流れてきていなかったという状況が見られました。現場に行ったら、下のほうはあんまり濁っていなかったと

いう状況があったことから、このような数値と
なっております。その辺が説明不足となりまし
て、申しわけありません。

○来住委員 ナンバー9の堂本頭首工の7月25
日の3.3というのは、正解ですかね。

○富山環境管理課長 この7月25日の3.3は正解
です。この時期に硫黄山から流れてくる白濁水
が4月の段階から一旦よくなってきて、7月の
段階でちょっと悪くなった時期があったんです。
ですから、例えば大原橋とか上流域の7月25日
のデータを見ると、上からずっと悪くなっていっ
て、浄化し切れずに堂本頭首工まで悪い値になっ
たというふうなことがわかります。ちょっとデ
ータをきょう持ってきていないもんですから
はっきりは言えませんが、そういうふう
な状況のときでした。6月ぐらいから一旦よくな
って、また悪くなって、8月の下旬ぐらいから、
先ほど説明しましたけれど、12週ずっとp
Hは基準内に入っている状況がございます。一
番下、堂本のところでは。

○来住委員 わかりました。僕の間違いです。
失礼しました。

○高橋委員 18ページ、19ページの意欲と能力
のある林業経営者で、先ほどの続きになるかも
しませんが、いわゆる意欲のある林業経営に
採択された山というのは売っていいわけでは
ない。ただ、ここの経営者に登録されるためには、再
造林を計画しなさいよとなっているけれど、計
画どころか、再造林してもらわないといけない
わけ。ただ、再造林をする人については、やっ
ぱり後継者がいないとその意欲が湧かないん
じゃないかと私は思うんですよ。再造林する
ということは、ある意味、自分の財産じゃない
ですか。それを次に引き継ぐものがないと、再
造林する意欲が湧かないんじゃないかと思っ

たから。いわゆる後継者が必須という条件は
ないんですね。

○三重野山村・木材振興課長 後継者の件につ
いては、入れてごさいません。どちらかとい
うと法人経営のほうが主体として入ってくると考
えてごさいます。

また、登録された後の経営意欲ということで
申し上げますと、実はこれ毎年登録された後、
5年更新であるというのが一つで、毎年実施状
況を報告していただいて、その中で再造林も含
めた事業の取り組み状況を確認させていただく
ことにしてごさいます。

また、市町村から経営管理実施権を配分され
た場合につきましては、切るだけでなく、切っ
た後の山の整備の費用面も含めた配分というの
を市町村との間で取り交わすこととなりますの
で、そういったものを確保しながら、きちんと
再造林はなされていくものと考えてごさいます。

○高橋委員 今、ちょっといいんですよね。い
いところは1ヘクタール150万円ぐらいになるら
しいから。どんどん山が切られているのはそこ
だと思っただけ。いわゆる計画と再造林がされた
という確認は、一体じゃないといけないと思
うんですよね。ここのところがちゃんと押さえて
あるかどうかを確認します。

○日高森林経営課長 来年から始まる新たな森
林管理システムについて、もう一度簡単に説明
させていただきます。来年から始まる制度につ
きましては、市町村のほうが適正に管理されて
いる森林と管理されていない森林にまず仕分け
を行います。管理されていない森林につきまし
て、市町村が所有者と協議をして、所有者がみ
ずから管理ができないといった森林については、
市町村がかわって管理をします。その中で、特
に杉、ヒノキの針葉樹になりますけれども、経

済性の高いものについては、市町村のほうで経営管理権を設定させていただくこととなります。その経営管理権は市町村と森林所有者の間で設定することになるんですけども、さらに、経営ができる針葉樹等を中心とした森林につきましては、今度、経営管理実施権というものを設定して、最低で15年程度、素材生産事業者等と経営管理の契約を結ぶということになります。そのときに当然、そういった経営管理実施権を設定したものについては公募等の対応になると思うんですけども、その中で素材生産事業者が切った後の対応、当然再造林とかそういったものを含めて計画書をプロポーザルしてくることになりますので、市町村はそういった委託経営をする場合の森林については、再造林も含めてチェックするという形になろうかと考えております。

○高橋委員 15年という条件もあるわけで、ただ、それは再造林とか、下刈りとかそういうのがあるんでしょうけれど、その再造林したのが実になるのは、2代後、3代後ですもんね。そういう意味では、後継者も必要になってくるのかなと思って、ちょっと聞いてみました。

○日高森林経営課長 今検討されているのが、最低15年以上ということですので、20年、30年になる場合もございますし、直接そういう経営管理実施権になれば、市町村が管理していくこととなりますので、例えば経営管理を委託している素材生産事業者がかわりましたよとか、場合によっては倒産しましたよというような事態があった場合、市町村はそれにかわる、サポートする経営体を見つけていくこととなりますし、次の世代に向かっての管理も個人がやるよりも市町村がかかわっていくこととなります。また、それを運営するために森林環境譲与税というも

のが導入されていくわけですので、一定の継続性は保たれていくんじゃないかなと考えております。

○高橋委員 わかりました。チェックをちゃんとするということですね。

○二見委員長 関連はないですか。ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 その他ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 ないようですので、以上をもって環境森林部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩

午後0時57分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○中田農政水産部長 本日はどうぞよろしくお願いたします。

まず、最初に御礼を申し上げます。

10月29日に開催されました宮崎県水産振興大会には、御多忙の中、二見委員長を初め、野崎副委員長、西村委員、重松委員に御出席いただきました。まことにありがとうございました。

おかげさまで、今後の水産業の振興に弾みをつけることができたと感謝いたしております。本当にありがとうございました。

座って御説明させていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料の1ページをお開きください。

まず、Ⅰの予算議案でありますけれども、議案第1号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」及び議案第22号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」についてでございます。

議案第1号につきましては、国庫補助決定等に伴う補正で、表の太枠で囲んでおりますけれども、その部分Bの列の一般会計の合計の欄にございますとおり、3億2,142万5,000円の増額補正をお願いをしております。

議案第22号は、台風被害対策及び給与改定に伴う補正でございます。台風被害対策につきましては、この表のCの列の一般会計の合計の欄にございますとおり、9億2,200万円の増額補正をお願いをしております。

また、給与改定に伴う人件費の補正につきましては、D列の一般会計の合計の欄にありますとおり、3,839万9,000円の増額補正をお願いをしております。

その結果、特別会計と合わせた農政水産部全体の補正後の予算額は、太枠の右側、Fの列の一番下、農政水産部計にありますとおり、424億6,954万6,000円となります。

補正内容の詳細につきましては、後ほど関係課長から説明させていただきます。

次に、3ページをごらんください。

(3)の繰越明許費補正(追加)についてですが、表にありますとおり、公共農村総合整備対策事業、公共土地改良事業及び公共農道整備事業で、合計8カ所、5億8,840万円の繰り越しをお願いするものであります。

これは、用地交渉に日時を要したことによるものなどの理由によるものでございます。

次に、その下(4)の繰越明許費補正(変更)についてでありますけれども、公共農地防災事

業で2カ所、2億8,300万円から6カ所、5億5,140万円へ変更をお願いするものであります。

これは、国の予算内示の関係等により、工期が不足することによるものでございます。

次に、資料の15ページをごらんください。

Ⅱの特別議案についてであります。特別議案につきましては、議案第4号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」及び、1枚めくっていただきまして、17ページの議案第10号「工事請負契約の変更について」並びに19ページの議案第15号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について」の3件でございます。

最後に、21ページをお開きいただきたいと思いますけれども、21ページからは、その他報告についてでございます。硫黄山噴火に伴う対策等の現状についてを初め、6項目について御報告をさせていただきます。

詳細につきましては、後ほど関係課長等から説明させていただきます。

私からは以上です。どうぞよろしくお願いたします。

○外山農業連携推進課長 議案第1号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算」について説明をいたします。

まず、歳出予算説明資料の23ページをお開きください。

農業連携推進課の11月補正は、一般会計で1,680万円の増額補正をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄にありますとおり、19億2,900万8,000円となります。

内容につきましては、常任委員会資料で説明さ

させていただきます。

委員会資料5ページをごらんください。

宮崎農水産物おいしさ・機能性見える化事業でございます。

本事業は、国の地方創生交付金を活用して実施するものでありまして、本年8月に30年度から32年度までの3カ年分を計画承認をいただいたところでありまして。

このうち、平成30年度分を今回の補正予算としてお願いするものでございます。

まず、1の事業目的・背景ですが、全国第5位の農業生産県としてのポテンシャルをより高めるため、本県の強みである県内の研究機関による安全・安心、機能性、おいしさの評価技術を活用して、本県農産物などの機能性やおいしさを見える化するとともに、客観的においしさ等が評価された農水産物や、その加工品を生産、販売する新たなビジネスモデルの構築を目指すものでございます。

具体的には、右側6ページのポンチ絵をごらんください。中段枠にあります、科学的な根拠に基づく機能性成分を含有し、おいしさが評価された農水産物やその加工品をみやざきオリジナルヘルスフードと称して、その創出を図るため、下の3つの取り組みを実施いたします。

まず、①みやざき農水産物機能性見える化事業として、めいつ美々鰯をモデルに、魚の味覚に大きな影響を与える脂の乗りを、測定をする自動脂質測定機器を導入するとともに、宮崎大学と連携し、脂肪含量を迅速かつ正確に測定できる体制を整備することとしております。

これらの取り組みにより、ブランド化が進むとともに、将来的には天然魚で初となる機能性表示食品への登録も目指してまいります。

次に、②みやざき農水産物輸出サポート事業

として、今年度末にEU輸出向け食肉施設が整備されることから、宮崎牛の輸出促進に向けて、まずEUでのマーケティング調査を実施し、フランスブルゴーニュ大学の評価機関において、嗜好性調査などおいしさ評価を行い、その結果をもとにEUでの販売戦略を構築する事業を実施することとしております。

最後に、③みやざき農水産物産地加工・販路開拓促進事業として、骨代謝の改善に効果のある機能性成分ナツダイダイが多く含まれるへべスや、疲労回復に効果のあるイミダゾールペプチドが多く含まれる鶏肉について、加工形態ごとの機能性成分の分析を進めるとともに、その機能性を生かす加工品の開発を進めてまいります。

これらの取り組みにより、農水産物等の販売力の強化、輸出の拡大、産地加工の拡大を総合的に進めてまいります。

5ページにお戻りいただき、2の事業概要の(1)の補正額は1,680万円で、(3)の事業期間は平成30年度でございます。

農業連携推進課は以上でございます。

○盛永農村整備課長 歳出予算説明資料の27ページをお開きください。

農村整備課の11月補正は、一般会計で3億462万5,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄にありますとおり、132億1,838万8,000円となります。

1枚めくっていただきまして、29ページをごらんください。

上から5段目の(事項)公共農地防災事業費につきまして、3億462万5,000円の増額補正をお願いしております。

このうち、説明欄1と説明欄3から5の事業

につきましては、農業用ため池等の整備に係る事業でありまして、4事業合わせて2億5,212万5,000円の増額補正を、説明欄の2の事業につきましては、硫黄山噴火に伴う対策に係る事業でありまして、5,250万円の増額補正をお願いしております。

内容につきましては、常任委員会資料にて御説明させていただきます。

常任委員会資料の7ページをお開きください。

農業用ため池等整備事業についてであります。

本事業は平成30年7月豪雨により、中国・四国地方を中心に、ため池の被害が発生したことを受けまして、国の予備費等による追加の国庫補助決定があったため、増額補正を行うもので、農業用ため池等を早期に整備し災害を未然に防止するとともに、ハザードマップを作成、公表することにより住民の安全を図るものです。

事業内容につきましては、2の事業の概要の(5)事業内容にありますとおり、①のため池等整備事業については、県営事業が日南市の池ノ平地区ほか4地区で堤体工事や設計業務を、団体事業は宮崎市の大照寺地区の設計業務を追加するものであります。

右のページをごらんください。

ため池改修のイメージを添付しております。

現況のため池は、左の写真のように、池側のり面が浸食を受けており、その下の断面図の青線のように、一度堤体を階段状に掘削しまして、漏水防止のための遮水シートを敷設した上で盛り土を行います。

また、堤体のり面には、貯留水の波による浸食を防止するために、満水位までコンクリート製のブロックマットを敷設いたします。

右側の写真が完成後となります。

左ページにお戻りください。

②の農村地域防災減災調査計画事業では、1つ目が、7月豪雨を受けまして実施しました、ため池緊急点検の調査結果とため池の位置情報のデータベース化を県営で実施いたします。

2つ目が、右のページ上段の表にも示しておりますが、ため池のハザードマップを3カ所追加作成するものであります。

下段の図面をごらんください。

宮崎市の鳥の巣ため池のハザードマップでありまして、ため池の堤防が決壊した場合を想定して、予想される浸水区域や浸水の深さが色分けして示してあり、あわせて避難場所についても記載しております。

左ページにお戻りください。

3つ目は、国庫補助事業の新規採択に向けての事業計画書を作成するものであります。

戻っていただき、(1)の補正額は2億5,212万5,000円で、(3)の事業期間は平成30年度であります。

次に、常任委員会資料の9ページをお開きください。

水質監視・緊急取水停止システム整備事業であります。

右側の全体位置図をごらんください。

農業用水の確保対策については、濁水の影響を受けた区域を、堂本地区、岡元地区、新田地区の3つの地区に区分して事業を行っているところで、今回の補正は赤枠の堂本地区に係るものでございます。

左側の説明資料にお戻りください。

本事業につきましては、8月29日の水質検査以降、水質が環境基準を達成している川内川において、堂本頭首工からの農業用水の取水を来年から再開可能とするため、再度水質が悪化した場合に、堂本用水路に汚濁水が流入するのを

防ぐ目的で、長江川と川内川に水質監視機器を設置し、これに連動して堂本頭首工からの取水を緊急的に停止するシステムの整備を行うものです。

事業内容につきましては、2の事業の概要の(5)事業内容にありますとおり、水質データを観測して、データを送信する水質監視機器を長江川に2カ所、川内川に1カ所、計3カ所設置いたします。

データが設定基準を超えた場合は、ゲート降下信号を取水ゲートへ送信し、自動で降下させる装置を設置します。

戻っていただき、(1)の補正額は5,250万円、(3)の事業期間は平成30年度であります。

説明は以上であります。

○鈴木農政企画課長 続きまして、議案第22号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」について御説明をさせていただきます。

常任委員会資料の1ページ及び2ページをごらんください。

1ページには、平成30年度歳出予算課別集計表を記載してございまして、右の2ページに、そのうちの人件費部分を各課別に取り出したものとして記載してございます。

2ページ、太線囲いになっております、11月追加補正額(議案第22号)は、人事委員会勧告に基づきます、職員の給与改定等に伴う人件費の補正でございまして、議会及び県民の皆様は、給与改定に伴い必要となる人件費の総額を明らかにするため、その所要額を計上してございます。

主な補正の内容は、給料等の月例給が0.15%の引き上げ、特別給であります勤勉手当が0.05月分の引き上げとなります。

太枠の一番下に記載してございますとおり、

農政水産部の人件費の補正額は、3,839万9,000円となっております。

続きまして、台風被害対策について御説明をさせていただきます。

同じく常任委員会資料の11ページをごらんください。

台風第24号等による農水産業の被害と今後の対策についてでございます。

1、これまでの主な状況について、台風第24号は9月30日に、日向灘を北上し、県内各地で風速40メートルを超える暴風や総降水量400ミリメートルを超える大雨を記録しましたほか、台風の影響と思われる突風も各地で発生いたしました。

農水産業の被害は約87億円にも上り、特に中部・児湯地域における農作物や施設園芸、農地・農業用施設には、甚大な被害が発生いたしました。

(2)の対応状況でございます。

県では、台風の接近前から体制を構築いたしますとともに、被害状況の調査や被害対策の説明会などを開催してまいりました。

(3)に記載しております要望活動等でございますが、地元や関係団体からの要望も踏まえながら、県議会にも御協力いただき、10月23日に、吉川農林水産大臣に支援の要望を行ったところでございます。

その結果、2の国の支援策に記載しておりますとおり、10月31日、農林水産省から農業用ハウス等の再建や営農再開に向けた支援などの対策が発表されました。

さらに、11月15日には、内閣府から激甚災害への指定見込みということも発表され、災害復旧事業における国庫補助率のかさ上げなどが予定されてございます。

これらを踏まえまして、3、今回の補正予算における基本的な考え方に示しましたとおり、被災された農家、漁業者が、一日も早く経営再建できるよう、国や市町村、関係団体とも連携し、農畜産物の再生産への支援、農業用ハウスや畜舎等の復旧への支援、農地や農業用施設の復旧、水産分野の支援の4つを柱といたしました支援対策を実施してまいります。

右側12ページをごらんください。

本ページでは、今御説明いたしました4つの柱ごとに、支援対策の全体像をお示ししてございます。

このうち、点線で囲った部分は、国の直接採択事業など、県予算以外で対応していくものでございます。

今回、補正予算としてお願いいたしますのは、中段左⑦被災農業者向け経営体育成支援事業についてでございます。

内容につきましては、この後、農業経営支援課より御説明いたします。

私からは以上でございます。

○牛谷農業経営支援課長 環境農林水産常任委員会資料の13ページをごらんください。

新規事業「被災農業者向け経営体育成支援事業」についてでございます。

本事業は、台風24号等で被災した農業者の農産物の生産・加工に必要な施設の復旧、撤去を緊急的に支援し、被災農業者の農業経営の維持を図ることを目的とした事業でございます。

14ページをごらんください。

ただいま、農政企画課長の説明にもありましたが、台風24号等では、表にありますとおり、農業用ハウスや畜舎等で3,200件、22億円を超える被害が発生しております。

本事業では、これら施設・機械等の早期復旧

を支援するために、下段の支援方法例にありますような国、県及び市町村による助成等を行います。

例えば、農業用ハウスの場合、国の助成は、再建、修繕で共済金の国費相当額と合わせて2分の1以内、撤去で10分の3以内となっております。

県としましては、県内全ての農業者がこの国の支援を受けることができるよう、施設等の再建・修繕に10分の1以内、施設の撤去等に10分の1.5以内で市町村と同額を助成することとし、これにより、国、市町村の支援を合わせた農家への助成率は、再建・修繕で最大で10分の7以内、撤去等で10分の6以内となります。

本事業を有効に活用し、市町村、JA等関係機関・団体等と連携しながら、被災された農業者の皆様の復旧を支援してまいります。

13ページに戻っていただきまして、2の事業の概要の(1)にありますとおり、補正額は、国費と県費合わせて9億2,200万円をお願いしております。

説明は以上でございます。

○盛永農村整備課長 常任委員会資料の15ページをお開きください。

議案第4号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

本条例は、地方自治法第252条の17の2の規定に基づきまして、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関して、必要な事項を定めるものでございます。

1の改正の理由であります。土地改良法が一部改正されたことに伴いまして、条例の引用する条番号の整理を行うものであります。

2の改正の内容であります。同条例の別表19

の5に記載の引用する条番号の改正でございます。

根拠法となる土地改良法から、土地改良区の役員就退任の届け出を規定する第18条第16項、同条第17項を引用しておりますが、土地改良法の改正により条番号がずれたため、引用番号を第18条第17項、同条第18項に改正するものです。

同様に、仮理事の選任または役員選挙を規定する、第29条の3第1項を第29条の4第1項に改正するものです。

16ページをごらんください。

3の施行期日につきましては、平成31年4月1日からの施行となります。

議案第4号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第10号「工事請負契約の変更について」を御説明いたします。

常任委員会資料の17ページをお開きください。

議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

本工事は、4の位置図にありますように、東白杵郡門川町と延岡市の市町境の門川町大字加草と延岡市上伊形町間で実施しております県営広域営農団地農道整備事業沿海北部6期地区の延長582メートルのトンネル工事であります。

今回、3の理由にありますように、トンネル掘削の結果、周囲の地山岩盤から湧水が確認されたことから、排水施設を追加したことなどにより、契約変更を行うものであります。

右のページをごらんください。

中段右側の写真をごらんください。写真が見にくくて申しわけございませんけれども、縦方向に薄くぬれて光っている箇所が湧水でございます。

将来覆工コンクリートや照明等の電気設備及び路面舗装等に悪影響を及ぼすことが懸念されるため、左側のトンネル断面図の青色の箇所に、写真では中央の写真のとおり、湧水処理対策としまして、幅30センチのポリエステル製の裏面排水工を、ページ上段のトンネル縦断面図に示す範囲に延べ1,585.5メートル追加するものです。

次に、同じページ下段をごらんください。

トンネルの掘削では、地質が軟弱な地盤については掘削時の崩落を防止するために、左側のトンネル断面図に示していますように、トンネル切羽面から斜め前方の地山にロックボルトと呼ばれる鋼材を打ち込み、ロックボルトと地山とのすき間にモルタルを充填することにより、前方地山天端部の安定性を高める充填式フォアポーリングを施工いたします。

また、地山に空隙が多いなど、より脆弱な地質の場合には、右側断面図に示していますように、モルタルにかえて固結時間の短いシリカレジンという薬剤を地山の空隙にまで注入して、安定性を高める注入式フォアポーリングを施工することとしております。

本トンネルにおきましては、事前の地質調査データに基づき、ページ上段のトンネル断面図にありますように、注入式フォアポーリングを門川町側で5.4メートル、延岡市側で11.8メートル計画しておりました。

しかし、掘削の結果、脆弱な区間が門川町側でプラス5メートル、延岡市側でプラス4メートル長く確認されましたことから、当該区間の天端部の崩落防止のため、充填式フォアポーリングを注入式フォアポーリングに変更するものであります。

17ページに戻っていただきまして、2にありますように、現在の契約金額12億3,489万3,049

円に対し、変更契約金額は12億5,300万8,919円で、変更金額は1,811万5,870円、率にしまして1.5%増額となります。

議案第10号についての説明は以上であります。

続きまして、議案第15号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について」を御説明いたします。

常任委員会資料の19ページをお開きください。

平成30年度農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収については、平成30年2月定例県議会での議決を経て定められたところでございます。

1の変更の理由にありますように、土地改良法の改正によりまして、国の新規事業としまして、土地改良施設突発事故復旧事業が創設されましたが、本県におきましては、既存事業の基幹水利施設ストックマネジメント事業で取り組むこととしましたことから、同事業における市町村負担金について、改めて該当する17市町村の意見を聞き、同意を得た上で土地改良法第91条第6項等の規定により議会の議決に付すものであります。

変更後の負担割合は、2の変更の内容のとおりであります。国の示すガイドラインに基づき、県の負担割合を定めた上で意見照会しましたところ、国及び県の負担金を除いた残りの事業費について全額を市町村が負担するとの回答がありましたことから、市町村の負担割合を表記載のとおりに変更するものであります。

説明は以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はありませんでしょうか。

○高橋委員 5ページの事業で、まず、美々鱒の関係ですけれど、自動脂質測定機器を導入と

いうことで、脂質測定器は、手動の機器はあったんですよね、まずそれを確認します。

○福井水産政策課長 従来はハンディタイプの計測器がございまして、それで一尾一尾測定しておったものでございます。

○高橋委員 自動になるから、機能性表示食品の天然魚による登録を目指すというのが、解せない部分があったもんだから。今までも目指すことができたんじゃないかなと思うんですが。

○福井水産政策課長 今までのハンディタイプですと、処理能力が非常に限られておりまして、今回ベルトコンベアタイプの処理機を導入することによって、時間当たりの処理尾数を多くすることができると。

どうしても、水揚げしてから出荷するまでの時間というのは非常に限られておりますので、その期間で可能な限り多くの魚を測定することになります。

○高橋委員 私が問うているのは、測定はできていたわけだから、登録を目指すことができたんじゃないんでしょうかということなんです。ということは、量が条件になるということになるわけ。

○福井水産政策課長 確かに、委員御指摘のとおり、脂質含有量を測定するのはハンディタイプでも可能でございます。

機能性食品の指定を目指すに当たっては、その脂質含有量と有効なDHAとかEPAの含有量との相関関係を調べる必要がございますので、その相関関係をしっかり調べるために必要なデータは、できるだけ多いほうが良いということになります。

○高橋委員 今までの量では、登録を目指すデータが、つかめなかったということで理解をすべきなんでしょうか。

○福井水産政策課長 そういうことでよろしいかと思えます。

あわせまして、EPAとDHAとの相関関係を宮崎大学に委託して調べるということになります。

○高橋委員 地元も、これを知っているのかな。いわゆる仕事が早くなることを物すごく喜ばれています。登録はちょっと置いておいて。

ちなみに、どういったスピードというふうに理解したらいいのでしょうか。一度にどのくらいの量が測定できるかというのは。

○福井水産政策課長 ハンディタイプの場合、1分あたり大体3尾程度の測定だったんですけども、この機械を導入することによって、1分あたり30尾程度の測定が可能になると。

○高橋委員 10倍ですね、わかりました。

○二見委員長 関連の質疑はありませんか。

なければ、ほかの項目について、何かございませんでしょうか。

○来住委員 ため池について少し数字を教えてください。

宮崎県全体の中で、いわゆるため池の数が今実際幾らあるのか、それから調査を全部されているのかどうかわかりませんが、どれほどされているのか。それから、当然調査した上で、実際に今回のような工事をしなきゃならないため池があとどの程度残るのか、そういうところを、今後の展望を含めて教えていただければ、ありがたいと思います。

○盛永農村整備課長 ため池の総数につきましては、先ほど御説明しました、常任委員会資料の8ページの上段に表をつけておりまして、699カ所になっております。

このうち、この前の緊急点検で*550カ所を調査いたしまして、応急的な措置をする必要があつ

たものは2カ所でしたけれども、その分につきましては、管理者が補修をしたものと、今後災害復旧事業で整備をする予定のものが1カ所ございました。

それ以外に、今後改修すべきものとしての計画が上がっておりまして、今後また年次的に新規採択を受けまして整備をする予定にしております。

○来住委員 はい、わかりました。

○濱砂委員 ため池は699ですが、いつの時代くらいにできたものなんですか。かなり古くからのものもあるんでしょうし、新しいものもあるでしょう。

○盛永農村整備課長 江戸時代以前に築造されたものが多くございまして、それ以外にも築造年代が不明なものが多いございます。

近代につくられたため池のほうが、数は少のうございます。

○濱砂委員 これは把握はされていないんですか。

よく伝承地みたいなところがあって、場合によっては、五、六百年前にできたとか、中世のころにできたとか結構話を聞くんですが、つくられた工法とか仕分けをしていないんですか。

○盛永農村整備課長 記録がございまして、江戸時代以前とわかっているものはございます。

あと不明なものも含めまして、今699把握していますけれども、それぞれ細かくいつの時代というのは、データとして持ち合わせておりません。

○濱砂委員 築造の方法とか、そういったものが時代によって違うんじゃないかと思うのですが、そういうものでため池の堤防の強度とかがわからないものなんですか。

※35ページに訂正発言あり

○盛永農村整備課長 江戸時代以前につくられたものでいいますと、例えば透水性、水を通しにくい土で築造するとか、そういう細かい設計的なものは考えられていないため池が多うございます。

ですから、今回、私どもが整備する場合は、透水性の悪いといいますか、水を通しにくい土等を使いながら補修をするというような方法でやっておりますけれども、昔のため池はそこまで考えられていないようです。

○野崎副委員長 もう要らない、使っていないため池はあるんですか。

○盛永農村整備課長 使われていないため池が今回緊急点検で31カ所確認されましたけれども、まだ管理者と協議が進んでおりませんので、ため池を廃止するとか、ほかに常用するとかいうのは、まだ決まっております。最終的には使われないため池に水をためたままにしておりますと、災害の危険性が増しますので、今後、管理者もしくは使用者と協議をしながら、対応を考えていきたいと思っております。

○野崎副委員長 団地の中にぽつんと残っているため池とか、今、住宅化されて受益者がいないとかいうのがありますから、多分そこは改良区か、水利組合かが管理しているんでしょうが、持っていて別に使わなければ危険が増すだけなんですね、そこら辺はしっかり協議していただきたいなと思います。

○盛永農村整備課長 従来農業用ため池だったものが、その後宅地造成等が行われて、宅地内の調整池的な性格を持っているため池もございまして、違う意味で使われているということもございまして。

○濱砂委員 何で話をしたかというのと、壊したため池があるんです。いわゆる堤防を切っても、

今度の雨でそこにやっぱり水が流れ込むんです。その水が農地に影響を及ぼしている部分があるんですね。

築造された年代によって、工法で強度がそれぞれ違うので、その辺のものをやっぱり調査すべきじゃないかなと思ったんですが、なかなか難しいでしょうから。

ただ、もう要らなくなったといって、堤防を切っただけのところがあるみたいです。今回被害が出たところもそういう例がありますので、全部とってしまったほうがいいのかもしれない、ちょっとわからないですけど。

たまたまそういうため池をつくったところは、水がやっぱり集中するところのようです。行ってみたらそんな話を、古い人がされていまして。どうしていいかはわからないんですけど、どうこうしてくださいということではないんですが、そうらしいです。だから、何かのときに調査ができれば。

○盛永農村整備課長 先ほど委員がおっしゃったように、ため池をカットしてたまらなくすると同時に、下流域の排水をやっぱり整備すべきだと思っておりますので、廃止する場合は、そこまで考えながら実施したいと思っております。

あと、過去に廃止したため池で、そのようなものがあるようでしたら、また調査の上、その対策を考えていきたいと思っております。

○二見委員長 関連がありますか。なければほかについて。

○高橋委員 台風24号の被害の関係で経営体の育成支援なんですけれど。実は、午前中の環境森林部の事業の中で、特用林産物やシイタケ関係で、13カ所被災箇所があるんですけど、事業主体は、市町村と農事組合法人プラス林業者5戸以上にしているわけです。だから該当しない

ところが出てきて、4カ所切られたわけです。

農業の場合には、そういう要件とかは課していないんでしょうか。

○徳留農業担い手対策室長 シイタケに関しましては、今回の事業で施設関係の補修等はできることとなっております。

共同5戸以上とかいう要件はございませんので、市町村のほうから該当するものが上がってくれば、対象になるということでございます。

○高橋委員 この事業は、シイタケのいろんな施設をフォローしてくださるわけですか。

○徳留農業担い手対策室長 シイタケの、例えばハウスですとか、散水施設、これに関しても対象になるということでございます。

○高橋委員 いま一度確認します。山村・木材振興課の事業は、被災施設復旧のための支援というふうになっているわけです。それで、施設の支援は5戸以上でないと思いませんよということが明記されているわけ。

それは、農政水産サイドで復旧の支援はするというところで理解していいんですね。

○徳留農業担い手対策室長 こちらのほうの事業は、恐らく各事業によって補助率ですとか、そういうものが違うかと思えます。

先ほど説明がありましたように、国が共済金を含めて2分の1ということで、若干低いんじゃないかと思っております。

○高橋委員 重ねて聞きますが、補助率は2分の1以内です。13カ所のうちの9カ所だけ、山村・木材振興課は支援するんですけど、残りの4カ所は農政水産部のこの事業で支援をして、しかも率はいいよということですよ。

○牛谷農業経営支援課長 基本的には、先ほど説明がありました、環境森林部の事業でシイタケのほうは、まずやっていただくんですけども、

その事業で対象にならなかったものについては、市町村がこの事業に上げていただければ、対象にすることができるということです。農業用ハウスの補助率につきましては、先ほど申しましたように、共済金と合わせて国の分が2分の1以内というのがありますが、それ以外については、国庫分は10分の3になりますので、補助割合としましては、それプラス県とか、市町村とかという話になります。

○高橋委員 なかなか頭の中が整理できないんですが、被災農家は、山村・木材振興課で支援を受けるよりも、農政のほうの支援を受けたほうが得じゃありませんか。

○徳留農業担い手対策室長 環境森林部の事業は、補助率が2分の1以内となっております。

シイタケに関しましては、農政サイドでは共済対象となっておりますので、補助率が10分の3になるということでございます。

○高橋委員 わかりました。

○二見委員長 関連質疑がありますか。なければ、ほかについて。

○来住委員 9ページの長江川の、例の堂本の取水の問題についてお聞きしたいんですけど、今回このシステムが完了して、そして実際、来年度になるけれど、取水ゲートから取水ができるようになったと。堂本地区はかなり大きな地域を占めていると思うんですけど、堂本頭首工から取水ができるようになれば、どれほどの地域の面積が来年度、稲作ができるようになるのかというのをひとつ知りたいんですけど。

○盛永農村整備課長 今回のシステムが完了いたしまして、堂本頭首工から従来どおり水がとれるとなりますと、111ヘクタールの全体に水が行き渡ることになります。

○来住委員 もう一つ気になるのは、田植え前

からずっと取水していくわけですが、長期間にわたって取水していきます。その間にもし、硫黄山で噴火が強くなって取水できなくなったとき、取水できないのが1週間や10日で終わればいいんだけど、長期間にわたって取水できなくなるということが全く考えられないかという、起こり得ることもあるわけです。

そのときはどうするのかというのがあると思うのですが、それは対策があるのでしょうか。

○鈴木農政企画課長 今、来住委員がおっしゃった、仮にゲートを閉めて使えなくなった場合なんですけれど、その場合には、当初水が使えると思っていた、ましてや使える状況で作付をしていますので、本年と同じように、例えば農業共済の引き受けの対象となることとなります。

また、来年度から本格的に収入保険制度が始まりますので、その対象にもなるものと認識してございます。

○来住委員 それで、堂本地区の111ヘクタールは、この頭首工からの取水だけで耕作するのか、それともほかにも水を確保して、もし堂本から取水できなくても、他のところから水を持ってきて田植えするような計画があって、堂本地区の中でもこの部分はできますよというふうになっているのか、そういう地区があるのかなと思うんですが。

○盛永農村整備課長 ことし堂本地域で、水田の作付が行われる部分が約10ヘクタールございます。ことし短期対策を今実施しておりますけれども、先ほどの堂本頭首工からの取水ができなかったとしても、13ヘクタールくらい、延ばせる見通しは立っております。

○来住委員 そうすると、13ヘクと10ヘクの23ヘクは何とかできるということになるんですか。

○盛永農村整備課長 堂本頭首工からの取水にかかわらず、その分の面積は賄いきるということになります。

○来住委員 ありがとうございます。

○二見委員長 関連質疑はありますか。なければ私からいいですか。

地元からの再び稲作を始めたいという強い思いとかあって、今回のこの対策になるんでしょうけれども、この災害が起こって、やっぱり一番に考えていたのは風評被害でした。

水質は改善されたということで、稲作ができるようになることは喜ばしいことなんでしょうけれども、えびのはもともと米の質としても、非常に高いところでの今回の被害だったということで、風評被害にかからないように、ある意味では慎重に対応していかなければならないんだろうなと思っているんです。

米といたら、全国的にも、新潟とか、北陸とかを考えれば、水のきれいなところというイメージがあるんじゃないかなと思うんですけども、この水質は検査項目だけじゃなくて、そのほかのところの影響というのはあったのか、なかったのか。米をつくった場合に、その後販売していくこととかも、ある程度トータル的に考えておかないといけない部分もあるのかなと思うんですけども、そこら辺は何か計画なり、対策なり、今のところ考えていらっしゃるのでしょうか。

米のブランドの地域なので、つくってみたいとわからないといえば、わからないのかもしれないんですけども。

ことしつくっている地域と、来年再開する地域があるわけなんですけど、全部一緒にしてしまうのか、そこら辺はちょっとどうなんだろうと。何事もなく進んでいけばいいなと思っているん

ですけれども、そういう対策というか、懸念はなかったのかなと思ひまして。

○外山農業連携推進課長 後ほど説明をいたしますが、実際米のヒ素、カドミウム、鉛等の農産物の検査等を実施しております、十分基準内で安全であるという科学的な根拠は保っているところでございます。

それからいろいろなフェア等の開催をいたしまして、しっかりPRをしているところでございますが、今のところ取引先等から、そのような不安で取引がというような話は聞いておりませんので、今後とも経過をしっかり検査をしながら、全体を注視していきたいと思っております。

○二見委員長 何とも言えない。また、ちょっと地域的に慎重にならないといけないかなと思っていたもんですから。

○盛永農村整備課長 先ほどため池の数の御質問がありましたときに、緊急点検をしましたため池の数に間違いがございましたので、訂正させていただきます。

点検をしたため池は505カ所でございます。訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

○二見委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○鈴木農政企画課長 資料の21ページをお開きください。

硫黄山噴火に伴う対策等の現状について御報告をさせていただきます。先ほどの質疑と重複する部分があることをお許しください。

まず、1、安全・安心を確保するための水質検査等についての取り組みでございます。11月20

日現在におきまして、農業用水の安全性の確認のため、代替水源30カ所と代替水源以外で64カ所の水質の検査をしておりますほか、農用地の土壌調査を25カ所実施してございます。

また、農産物の安全性を確認するために、14件の米の分析を実施しており、全ての調査項目におきまして、基準値以下の結果となっております。

次に、2、安心して農業を営むための支援についてでございますが、(1)の農業共済については、水稻作付ができなかった310戸の農家に対しまして、8月31日に約6,100万円の共済金が支払われております。

(2)の主食用米の作付確保につきましては、水質悪化の影響を受けた地域外での作付推進により、えびの市全体では前年比89ヘクタール減の1,032ヘクタールの作付面積を確保してございます。

作付拡大の取り組みに対する補助金は、現在手続を実施中で12月中に農家に交付する予定でございます。

また、(3)の作付転換支援についてでございますが、影響を受けた水田面積は全体で463ヘクタールであり、飼料作物や地力増進作物への作付転換を推進いたしました結果、主に飼料作物に作付転換されております。

これらの作付転換に対する補助金については、夏作の一部は既に10月26日付で交付いたしまして、冬作につきましては、作付確認後に交付予定とさせていただきます。

また、影響地域において、飼料作物の受託作業を担うコントラクターに対しましても、各種支援を実施しております。

続いて、資料22ページをごらんください。

3、農業を継続するための基盤整備について

でございます。

(1) 代替水源確保対策につきましては、湧水やため池等の既存の水源を活用するため、用水量や作付等の調査を実施しており、今後は地下水等の状況を把握するために、調査を行う予定となっております。

また、えびの市では、地元農家を対象に9月に代替水源確保対策の中間報告会を開催しており、来年の水稲作付に向けまして、県で既存農業用水施設の部分的改修工事を行うことで、農業用水を最大限有効活用することとしてございます。

また、来年度以降の中長期対策としまして、地元等との調整を行いながら、赤子川、長江川以外の河川や湧水池からのパイプライン等による送水などを検討しております。

次に、(2) 水質監視・緊急取水停止システムについてでございます。

8月29日の水質検査以降、川内川の水質は環境基準を達成している状況でございます。

このまま現在の水質が維持されました場合、川内川にございます堂本頭首工から取水を、来年から再開可能とするため、再度水質が悪化した場合に備えまして、長江川と川内川に水質監視機器を設置して、水質を観測しこれに連動したシステムを整備する予定でございます。

(3) 水田汎用化対策としましては、排水不良農地の調査や地元説明会を実施いたしまして、今後農家の意向を確認の上で、暗渠排水の整備を行う予定としてございます。

最後に、4の農産物のPR対策についてでございます。

8月25日にえびの市で夏の食彩フェスティバルを開催いたしましたほか、11月まで西諸県地域の農産物直売所をめぐるスタンプラリーを実

施しております。

また、えびの米の出荷を迎えました10月から県内量販店でのPR活動を行いますとともに、10月20日には、イオン九州に対しまして河野知事による農畜産物のトップセールスを実施しているところでございます。

さらに、水産分野の対策につきましては、内水面関係者への水質等に係る情報提供や、死亡した魚の原因分析を実施し、主たる死因がpHの低下であることが判明しております。

川内川上流漁協に対しましては、7月に漁業権に基づく義務放流履行を免除したほか、川内川上流のクルソン峡では、えびの市と連携いたしまして、ヤマメ釣りを中心とした地域振興の取り組みを協議しているところでございます。

県といたしましては、今後ともえびの市や関係機関と十分に連携、協力し、地元の方々が安心して営農を継続できるよう取り組みを支援してまいりたいと考えてございます。

農政企画課からは以上でございます。

○菓子野農産園芸課長 お手元の委員会資料23ページをお開きください。

宮崎県主要農作物種子生産条例(仮称)の制定についてでございます。

まず、1の基本的な考え方についてです。

本年4月に、主要農作物種子法が廃止されたことに伴いまして、主要農作物である稲、麦、大豆の優良な種子の生産及び普及を促進するための県の義務づけが廃止されました。

農家、農業団体の皆様からは、将来にわたって安定的な種子の生産体制が維持されるのか不安であるとの意見も伺っており、この不安を解消し、安価で優良な種子を生産者へ安定的に供給することは、本県主要農作物の高品質、安定生産の観点からも極めて重要でありますことか

ら、本県における主要農作物の種子の安定生産・供給に必要な生産体制を整備するために条例を制定するものでございます。

次に、2の条例の概要についてです。ここでは、条例の柱立てについて御説明し、それぞれの詳細については後ほど説明いたします。

条例では、下の枠囲いの中ですけれども、関係項目は6項目ございます。(1)から目的、定義などの基本理念、(3)では県の責務、採種団体や生産者の役割、(4)優良な種子の計画的な生産に必要な事項に加えまして、(5)財政上の措置等について盛り込むこととしております。

次に、3の今後のスケジュール案についてです。

本日の常任委員会で、条例の骨子案を報告させていただいた後、パブリックコメントや関係機関等へ意見照会を行い、その後2月議会において、条例案を提出させていただき、御審議いただいた上で、来年4月に施行したいと考えております。

続きまして、26ページのフロー図をごらんください。

骨子内容の案の説明の前に、こちらで採種事業の流れと、旧種子法と今回の条例骨子案の関係について御説明いたします。

まず、採種事業の流れですが、廃止された種子法では、ページ中段点線で囲った部分でございます。左側から四角枠で囲っている奨励品種決定調査、これは、県内で普及させる優良な品種を選定するための調査のことで、早期水稻では例えばコシヒカリ、普通期水稻ではヒノヒカリなど、地域に合った優良品種を調査、選定し、その結果を、その右側でございますが、奨励品種審査会で審査し、その右側、奨励品種として決定します。

この奨励品種の種子供給は、農家配布3年前からまず試験場で原原種、現地に移りまして原種、採種の段階を経まして、その右側、産米改良協会を通して農家に配布されます。

この手続の各段階が、種子法で規定されておりましたが、上の条例制定後と記載の矢印の上ですけれども、宮崎県主要農作物種子生産条例(仮称)骨子案で各項目について規定し、従来と同様の県が主体となった採種体制構築を予定しております。

24ページにお戻りいただき、続いて、4の条例の骨子案の内容について御説明します。

まず、(1)目的でございます。

主要農作物である稲、麦、大豆に、本県では、従来から採種しているそばを加えまして、その品種確保及び安定的な生産を推進するため、優良な種子の安価で安定的な供給を図ることを目的とします。

次に(2)の定義につきましては、この条例で用いられる用語の意味や内容を定義します。

例えば、主要農作物でございますとか、採種団体、生産者等についての記述を予定しております。

続きまして、(3)県の責務、採種団体及び生産者の役割についてでございます。

①の県の責務は、主要農作物等の優良な種子の生産及び普及に係る施策を、各団体と連携しながら計画的に推進を図るとともに、必要な体制の整備を図ることを明らかにします。

②の採種団体及び指定種子生産者の役割につきましては、種子の生産、供給にかかわるそれぞれの立場で、種子の重要性を認識し、その果たすべき役割について明らかにします。

③の生産者の役割です。種子の供給を受け、実際に栽培する生産者につきましては、県の施

策を理解していただき、種子更新等に努め、優良な生産物の供給に努めることを明らかにします。

続きまして、次の25ページをごらんください。

(4)の優良な種子の計画的な生産についてです。

優良な種子の計画的な生産に必要な生産計画の策定のほか、先ほどフロー図で御説明した、優良な品種の選定、原種・原原種生産、種子生産圃場の指定、審査など、県が取り組む具体的な事項について定めます。

次に、(5)の財政上の措置です。

主要農作物等の優良な種子の生産及び普及に係る施策に必要な財政上の措置について定めます。

最後に(6)の委任では、条例の施行に関し、必要な事項を別途定めることとしております。

骨子案については以上です。

続いて、ページ下段の参考、本県における優良種子供給体制の強化の取組状況についてですが、詳細については後ほどごらんいただきたいと思いますが、県といたしましては、条例制定とあわせ、このような種子生産体制の強化に取り組ましまして、引き続き主要農作物の安定的な種子供給に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○外山漁村振興課長 常任委員会資料の27ページをお開きください。

大規模沖合養殖システムの実証試験についてであります。

本年9月から、串間市沖合のブリ養殖場において、本格的に試験が開始されましたので、その内容について御報告いたします。

初めに、1、事業の目的等です。

現在、世界では水産物の需要が高まっており、輸出拡大の好機となっておりますが、国内では海面養殖に適した波の穏やかな内湾域が飽和状態で、波の影響を強く受ける沖合域での養殖の実施が課題となっております。

また、試験では北欧でのサーモン養殖のように、生産性を向上させるため、大規模で機械化、自動化により効率性を高めた養殖システムを開発し、県内養殖業の成長産業化を図ることを目的としております。

次に、2、事業の概要です。

試験は串間市沖合で実施いたしますが、本試験に先行し、新日鉄住金エンジニアリング株式会社が、平成28年から鳥取県等におきまして、波の影響が強く従来は養殖ができなかった沖合域で、大規模養殖システムの開発に取り組んでおります。

今回の試験では、国の研究開発事業費を活用した、産学官連携の共同事業体、いわゆるコンソーシアムを設立し、本県もこれに参画し取り組むこととなりました。

(1)参画機関は、新日鉄住金エンジニアリングを代表機関とした12機関で、民間企業には黒瀬水産等が、大学は宮崎大学等が、県は本県と鳥取県が参画します。

また、本県では、水産試験場と工業技術センターが試験を担当します。

(2)実施場所は、串間市沖合のほか、鳥取県境港市沖合。実施期間は、平成30年1月から平成33年3月までの約3カ年となっております。

(4)総事業費は、8億2,000万円余で約半分は国費となります。

次に、試験の具体的な内容についてです。試験は①から④に分かれておりまして、串間市沖合で実施するのは、①の大型浮沈式生けすシステ

ムの高度化と、右側の28ページの④養殖環境ソフトウェアの開発になります。

現在の養殖業は労働集約型の産業ですが、効率的な養殖を実現するため、生産性の高い養殖システムの開発が必要となっています。

28ページのイメージ図をごらんください。

図は水面上と水面下の構造物を示しております。

左の黄色の部分は、水面上の給餌や通信の施設等を備えたプラットフォームと呼ばれるものです。

右側には、通常よりも約20倍の容積がある浮き沈みの操作が可能な浮沈式生けすを示しております。

大型生けすでは、給餌や生けすの掃除、水揚げ作業を機械化することで、無人化、省力化する部分をふやし、あわせてICT技術等を活用し自動化するなど、養殖システムの効率化を図るものです。

このほか、水中カメラや測定機器などを用いて、生けす内の魚の数や重量、食欲等を把握し、また、水温や潮の流れ、溶存酸素などの水質環境のデータを多数測定します。

そのビッグデータを解析することで、最適な給餌量や給餌タイミングを自動決定する生産管理システムの開発を行うこととなっております。

最後に、3、本県試験研究機関の役割等についてですが、水産試験場では黒瀬水産及び宮崎大学と連携し、養殖魚の病気の原因の一つである細菌性感染症を早期に発見できるシステムの基本設計に取り組みます。

また、工業技術センターでは、同センターが開発した乳化技術を活用し、養殖用飼料に添加した栄養剤等の添加剤が流出しないように、特殊コーティングを施す技術開発に取り組みます。

今後、この大規模沖合養殖システムが確立することで、生産性の向上と生産量の増大による輸出拡大と経営の安定化を図り、本県海面養殖業の成長産業化につなげてまいりたいと考えております。

漁村振興課は以上でございます。

○甲斐総合農業試験場長 常任委員会資料の29ページをお開きください。

ここから、農業、水産、畜産の3試験場より、スマート農畜水産業の実現に向けた試験研究について御報告いたします。

まず、総合農業試験場からであります。

1の主な取り組みですが、総合農業試験場では、農家の減少や高齢化による生産力の低下、人手不足等に対応いたしまして、生産性を向上させるため、ICTやロボット技術、AIの3つの分野について、スマート農業に関する試験研究に取り組んでいるところであります。

表の中の、まず、ICT、いわゆる情報通信技術の分野では、作物の能力を最大限に発揮する視点から、施設内の温度や湿度、二酸化炭素濃度等をコントロールする複合環境制御を活用しまして、超多収を目指したキュウリの養液栽培や、ピーマンのハイワイヤー栽培——これはピーマンの枝をハウス内の高い位置まで誘引することによって高収量を目指す技術ですが、これらの技術開発を始めたところであります。

また、誰もが取り組みやすい農業を実現する視点から、例えばスマホを使いまして、気温の低下による病害虫の発生予測を知らせることによって、栽培管理などをナビゲートするシステムの試作、現地実証を行っております。

次に、ロボット技術等の分野では、超省力・大規模生産を実現する視点から、お茶の無人摘採機や無人防除技術、ドローンを使った水稻等

の施肥管理や病虫害防除の効果的な運用方法の開発に取り組んでおります。

また、きつい作業から解放する視点からは、目線や腕を長時間上げたままの姿勢で作業を行うブドウのジベレリン処理や重い露地野菜を運搬する作業等におきまして、アシストスーツの軽労効果の検証を行っております。

さらには、AI、いわゆる人工知能の分野では、誰もが取り組みやすい農業を実現する視点から、病虫害をスマートフォン等で撮影、送信するだけで、簡単に病虫害の種類がわかる診断技術の開発を進めているところであります。

右側の30ページをごらんください。

2の具体的な取り組み事例として、茶の無人防除技術及びドローンの取り組みについて、御説明します。

まず、(1)の茶業経営の大規模化と輸出促進に向けた無人防除技術の開発についてであります。

概要のところにありますように、お茶の栽培管理の約4割を占める摘採作業に着目し、民間企業等と共同で、各種センサー技術を活用しました無人摘採機を、平成27年度に開発したところですが、この開発を通じて得たセンサー技術等のノウハウを活用いたしまして、農薬を使用しない吸引式の無人防除機を開発し、実証試験の実施をしているものであります。

中ほどの写真にありますように、無人防除機は、方位センサーで防除機の向きを制御し、超音波センサーでお茶特有の樹形を感知しながら、高速に回転するブラシで茶の葉をかき回し、掃除機のようなイメージで害虫や病気にかかった葉などを吸い込むものであります。

成果等にありますように、この防除機により、茶の重要病虫害である炭疽病や輪斑病、チャノ

ホソガなどに対する一定の効果を確認したところです。

中ほど右のグラフは、炭疽病の1平米当たりの発病葉数を示したのですが、無人防除機は、農薬で防除するより発病葉数はやや多かったものの、無防除の約3割まで発病を抑えていました。

2つ目の黒ポツにありますように、現在、吸引による茶の葉の傷み等の影響も確認しながら、防除効果を高めるための最適な稼働回数等について、マニュアル化に取り組んでおり、今後有機栽培茶の生産拡大、さらには一層の輸出促進につながるものと期待しているところであります。

次に、(2)の大規模水田営農を支える病虫害防除技術の開発についてであります。

概要にありますように、低コスト化が期待できる高密度育苗技術にドローンによる農薬散布を組み合わせた試験を実施しているものであります。

成果ですが、下の表の農薬散布時間の縮減効果にありますように、ドローンによる防除は、慣行に比べ、液剤、粒剤とも農薬散布時間を大幅に縮減するとともに、右側の表ですけれども、いもち病や斑点米カメムシ類等の重要病虫害について、慣行と同等の防除効果を確認したところであります。

本技術の確立により、経営規模の拡大はもとより、ドローンの飛行特性を生かした中山間地域での省力化技術としても期待しているところであります。

最後に3の今後の展開ですが、総合農業試験場では、国や大学、民間企業などから最新のスマート農業関係情報を幅広く収集し、生産者やJA等、産地と十分連携しながら、超多収や超

省力、低コスト化等を実現する革新的技術の開発につきまして、スピード感を持って推進してまいりたいと考えております。

総合農業試験場からは以上でございます。

○田中水産試験場長 委員会資料の31ページをごらんください。

スマート水産業の実現に向けた試験研究について御説明いたします。

1の研究の目的です。

この研究は、漁業者の収益を向上させるために、現在提供しております海洋情報をICT技術の活用等によりさらに進化させ、より漁業者が利用しやすい情報として発信することを目的としております。

2の研究の内容ですが、(1)の平成26年度まで実施してまいりました日向灘海洋情報システムの開発Ⅰでは、情報量をふやすために、漁船が観測しているデータを活用する技術や画像処理や情報発信の自動化により、これまで数日おくれの情報として提供していたものを、日報として毎日提供するシステムを構築いたしました。

(2)の現在実施しておりますシステムの開発Ⅱでは、海洋レーダーの活用により広域の流れの情報を、さらにこれまで漁業者からの情報が大きかった海面下の水温等の情報を、漁船の協力を得ることで提供する技術の開発に取り組んでおります。

ここで、本県のスマート水産業の概要を御説明いたします。

下の図1、宮崎県におけるスマート水産業の展開イメージ図をごらんください。

右側が、先ほど御説明いたしました日向灘海洋情報システムの開発Ⅱになります。

左のICTを活用した漁場・漁獲情報の集積の図中の左上にございます漁協の販売システム、

ここには、図中左下の漁業者からの水揚げ状況が、いつ、どんな魚を、どれくらいなどの情報として集められます。

右上の水産試験場には、漁業者の操業位置、その場所の水温などが集められます。

これらの情報が、真ん中の黄色い枠で囲っております宮崎県水産情報管理システムに集約され、いつ、どこで、何の漁業が、何を、どれだけ漁獲し、幾らで売られたか、さらに、その場所の水温、潮の流れはどうだったかなどの、データのマッチングが行われます。

この情報は、図ではアウトプットとして示しておりますが、行政は資源管理などの各種施策に利用します。

漁業者は、自分が効率的な操業、販売を行っているかなどがわかる電子操業日誌として活用できますし、本来の目的であります漁場の予測や出漁判断に活用できます。

(3)に戻っていただきまして、高度漁海況情報サービスへの利用実績ですが、研究初年度の22年には、2万2,000件余りだったものが、直近の29年には、4万6,000件を超えるなど、順調に利用が伸びてきているところでございます。

32ページに現在の水試日報と現在開発中のⅡのイメージ図を示しております。

図2が現在の水試日報でございます。表面水温の分布と黒潮の位置などの情報を1日1回提供しております。

図3の上の図は、海洋レーダーで得られました表層の流れの情報で、青い部分に潮が集まり、集まったところが漁場が形成されやすい潮目になります。この潮目の位置がひき縄の漁場となりやすく、またまき網の漁場はその周辺に形成されやすいことが経験されております。

下の図は、はえ縄など深い海域を漁場とする

漁業のために、水面下の水温情報などを提供するものです。

システムの開発Ⅱでは、Ⅰの水試日報にこれらの情報を加えることを目標としております。

次に、3の期待される効果でございます。

1つ目は、操業コストの削減でございます。

漁場探索能力が向上し、潮の流れを利用した省エネ航行ができ、出漁後の空振りを減らすことができます。

2つ目は、計画的な操業が可能になります。

定置網などの設置タイミングや陸上での作業準備が計画的にできます。

3つ目は見える化の進展でございます。

このことによりまして、利用される漁業者がふえ、さらに経験の少ない新規就業者も参入しやすくなります。

最後に、参考としまして、国のスマート水産業の実現に向けた取り組み方針についてを記載しております。

国もICT等を活用し、漁業者などが効率的・先進的な水産業に転換することなどをうたっております。

本県は、国に先んじて取り組んでいるものがありますが、今後も国の動き等を十分把握しながら、必要な事業を効率的に構築していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○花田畜産試験場長 資料の33ページをお開きください。

スマート畜産の実現に向けた試験研究についてであります。

まず、1にございますように、当场においても畜産農家の規模拡大や労力の軽減に対応するとともに、さらなる生産性の向上に向け技術開発等に取り組んでおります。

具体的な取り組む事例につきましては、まず、2にございますように、牛の発情発見装置や繁殖管理ソフトなどを開発してきております。

図1にあります、商品名「牛歩Lite」という発情発見装置は、いわゆる万歩計を牛の足に装着し、歩数の増加により発情を知らせるシステムでありまして、簡単で小規模農家に対応したものであります。

図2の商品名「繁殖アラート」という繁殖管理ソフトは、分娩から受胎までの情報を飼養者に携帯端末で提供できるシステムでありまして、毎日、人工授精すべき対象牛等を通知してくれるものであります。

今後も体温や行動等、疾病対策も踏まえたさらなる生体情報取得システムの開発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3の最新の画像認識技術を活用した分娩予測システムの開発と実証についてであります。

畜産農家にとりまして、分娩事故は、経営に大きな影響を与えますとともに、本県においては、年間4,000頭ほどの子牛の事故等が防止できれば、出荷頭数の大きな増加にもつながります。

現在、分娩予測システムにつきましては、右のページの図3の上段を見ていただきたいんですけども、牛体にセンサーを挿入しまして、体温の低下等により分娩を予測するシステムが販売されております。

しかしながら、脱落したり、衛生面からも課題があるところでございます。

そこで、本試験では、図3の下段にありますように、牛にセンサーを取りつけることなく、監視カメラで牛の行動を観察、解析するものでございまして、分娩前、移動が頻繁になることが兆候となりますので、分娩の一、二時間前に

飼養者に対し、メールで連絡するシステムを開発したところであります。

余り道具を使わず手間が省けるとともに、カメラでの状況把握もできるということでございます。

なお、33ページの下段のほうの(2)にございますように、富士通株式会社との共同試験でございまして、同社からことし7月に販売が開始されたところであります。

最後に、34ページの4のpHセンサーというセンシング技術を活用しました試験、ルーメン環境の健全性に着目した飼養管理体系の開発を報告いたします。

まず、牛は、我々単胃動物と違いまして、胃が4つある動物であり、4つの胃の第1番目をルーメンといいまして、その中には多くの微生物がおり、人では消化できない繊維質を消化吸収できるという特徴がございます。

今回、(1)にございますように、木質系飼料、木材クラフトパルプは、中ほど米印1にありますように、木材チップから洋紙を製造する過程において、蒸煮・アルカリ処理して得られるものでございまして、牛でも消化できないリグニンという物質を取り除きまして——これは図4の形態のようになりますけれども、こういったものを給与したところでございます。

図5を見ていただきまして、その中の3番目にスギ蒸煮爆砕という項目がございますけれども、木材につきましては、わらの代替用飼料として、従来から給与が行われてきておりますけれども、今回のクラフトパルプというのは、一番右の棒グラフにありますように、牛にとっては非常に消化吸収率が高いという特徴があります。

その結果、乳量・乳質に影響を与えることな

く、図6にありますように第1胃内のpHの安定化が図られ、乳牛の健全性を保つことが確認されたところでありまして、胃内のpHにつきまして、無線のセンサー等を用いて測定しているところでございます。

今回の試験は、濃厚飼料のかわりとなること、あるいは乳牛の健康にもいいということでございまして、今後はより具体的な給与体系等を検討することとしております。

畜産試験場からは以上でございまして。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。その他報告事項について質疑はありますでしょうか。

○来住委員 22ページで先ほどの説明でもありましたように、いわゆる堂本地区111ヘクタールのうち約23ヘクタールは水を確保できると。仮に取水をしなくて、とめてしまってもできるということですから、何とか水確保ができるんでしょうけれど。それで、22ページの上から2段目に、今後、地下水等の状況を把握するための調査を実施するとなっていて、実際にこの111ヘクタールのうち23ヘクタールは何とかなるという状況ですけれど、現実には、あとは実際に取水できないということになって、どこから水を確保するかということになると、かなり地下水が大きな役割を果たすことになるのかなと思うんです。その地下水等の調査の実施は、これは「今後」となっていますから、具体的にはいつごろどういうふうな展望を持ってできるのかなと思うんですけれど、今後の見通しを含めてちょっと教えてほしいと思います。

○浜田農村計画課長 地下水の調査の今後の展望でございましてけれども、現状では、西諸県農林振興局が主体となって、えびの市と協力しながら、過去にいろいろな事業で、民間も含めて

さまざまな地下水をボーリングした経緯がありましたので、地下水のこれまでの地域の状況、その経過について、今いろいろ調べている最中でございます。

例えば、委員のほうから以前、工業団地のコカ・コーラの深井戸はどうかという話もございましたけれども、そのあたりのデータ等も調べておまして、かなり深いところ——手元に持っている資料では150メートル以上の深さからというような情報とか、それ以外にも京町温泉街がございますけれども、あのかいわいは温泉法という法律で縛られている部分がありまして、ボーリングして出た結果によっては使えないというような情報もあったりして。今回、影響を受けた地域全体の地下水の掘削のあり方等については、現在も地域のそういう過去の経緯等をさまざまな形で聞き取りをさせていただいている段階でございます。

以前から話が出ている、岡元地区については、地元から基盤整備も一体的にやりたいというような要望も上がってきておりますけれども、岡元周辺については、実際にボーリングをする前段の調査です。電気探査というんですけれども、電気を使って、その地下の状態をある程度把握した後に本格的なボーリング調査ができるのか、適地はどこなのかどうかというようなことを今後検討していきます。そのための調査を12月には発注していこうということで、振興局からは聞いているところでございます。

いずれにしても、地下水利用につきましては、有効な手段ではあるんですけれども、さまざまな問題がございます、地域の意見を聞きながら、中長期的な対策になりますので、慎重に進めてまいりたいと考えているところでございます。

○来住委員 今のお話を聞いてわかるんですけど、かなり大変だなと。しかし、いずれにしても、堂本だけでも111ヘクタールのうちの約20ヘクタール程度しかないわけで、そうすると、あと約80ヘクタールというのが現実に取りできないということに残るわけで、そういう点ではやっぱりもっと急いでやらないといけないんじゃないかと思うんです。それぞれの立場で頑張っただけじゃあと思うんですけど、とにかく急いでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○二見委員長 関連はありませんか。なければ、ほかの項目につきましてございませんか。

○高橋委員 種子条例の関係で、一、二点、ちょっと確認しますが、やはり種子法がなくなることによって一番心配していたのは財政の裏づけです。交付税措置をするんでしょうけれど、これは当面と私は理解をされていて、附帯決議で交付税措置をするとなっているけれど、これが永久的にということとはとてもじゃないけれど考えられないと思ってます。そういう意味では、この財政上の措置を条例に盛り込まれたのは適切だと思うんですが、26ページの図で説明がありましたけれど、一連の作業が交付税措置されているということですよ。

○菓子野農産園芸課長 そのように認識しております。

○高橋委員 相当な額だと思うんで、これを県で財政措置をすると大変なことになるんでしょうけれど、しかし、現に法律はなくなったわけだから、いずれそういうときが来ないとは限らない。そういう意味では大変心配をしています。

その中で、種子センターの老朽化をおっしゃっていたじゃないですか。これは箱物だからいずれ建てかえとか、そういったところに直面

していると理解したらいいのでしょうか。

○菓子野農産園芸課長 直近で、すぐ手当てをしないといけないものは今のところはないんですけれども、今後、そういった場面が出てこようかと思っておりますので、基本的には、国庫事業等をまずは検討していきたいと考えております。

○高橋委員 それと、やっぱり交付税の措置がずっとあることを期待していきたいんだけど、そういった財源があることによって人が置けるわけです。例えば、総合農業試験場の人がやっぱりこれまでの歴史をつくってきたと思うんです。

ただ、研究職の方々だけでは、それは乗り切れてこなかったと私は思っているんです。いわゆる研究補助の方々の役割というのは大きかったと思うんです。耕起だったり、病害虫の予防だったり、そういった作業はその方々がしていたわけでしょ。今もされていると思うんです。ただ、それは任用がえによって、その方々にかわる期間限定の方々が来ていらっしゃると思うんです。だから、今は、そういう期間限定の方々に任用がえの方が指導されているような話を聞くもんですから、その指導している任用がえの方々が、いずれ再任用の期間が終わったら退職していなくなるわけでしょ。

だから、そういう意味では、総合農業試験場の役割、いわゆるこの種子条例をつくられた後の総合農業試験場の体制というのが、やっぱり非常に大事になってくると思うんです。

だから、私も本会議で質問をしているんですけど、知事は、そこはやんわりと答弁されましたが、これからの総合農業試験場のあり方、人の配置の部分をどういうふうにお考えになっているのかお尋ねしたいと思います。

○甲斐総合農業試験場長 総合農業試験場では、

この種子法に関する試験といたしましては、奨励品種の原原種生産と奨励品種決定調査を担当しております。

この面におきましても、委員のおっしゃいますように、研究補助員に、当然高度な水稻栽培を行っていただかなくてははいけませんので、質のよいものをつくっていくという観点からも、そういった研究補助員の技術の伝承、技術の高度化は非常に大切なことだと考えております。

それで、試験場といたしましては、研究補助員の人たちが業務に必要な技術や専門的知識を得るための研修を年4回行うなど、非常勤職員の技術力のアップ、そういったものをやりまして、この研究補助体制についてより充実させていきたいというふうに考えております。

○高橋委員 経験が非常に力を発揮するところがあるので、今、年4回の研修でそれなりの技術、研究補助の役割を果たしていらっしゃると思うんですが、あくまでも人ですよ。そういったところを、やっぱり今後も注視して体制がどうあるべきかということ、どっかの段階で判断をするときが来るんじゃないかなというふうに思っていますので、ひとつ検討を重ねていっていただきたいと思います。

○西村委員 33ページ、34ページの畜産試験場で聞きたいんですけど、この2の発見装置と3の分娩予測システムの開発というのがあって、この3番のほうはもう開発されて、7月末に全国販売されているということなんですけど、34ページの上の、装置を膈内に入れるという広く普及しているシステムが、今幾らぐらいで普及していて、下の新しいシステムは幾らぐらいで販売されているのかをまず教えていただきたい。

○花田畜産試験場長 上の、広く普及しているシステムは商品名「牛温恵」というものがござ

いまして、今、50頭規模ぐらいで大体70万円ぐらい初年度かかるということでございます。

下のシステムにつきましては、カメラを別途、自分で用意すればいいものですから、それで行きますと大体45万円程度の初期投資が必要でございます。

ただ、その後、毎年通信費なり、あるいは分析費用なりがかかりますので、それは毎年、上で行きますと10万円程度で、下のほうで行きますと20万円程度かかって、5年後には2万円程度下のシステムのほうが安いというぐらいの結果でございます。

○西村委員 今の話だと、5年後は新しいシステムのほうが安いということだけれど、さらに年20万かかっていれば七、八年で追い抜いてしまうということなんですか。

○花田畜産試験場長 また、その時点で、消耗品等が、上のシステムについては必要となってくるものがございますので、そういったことで計算しまして、初期投資は少ないんですけども、5年後ではマイナス2万円程度しか差が今のところは出ていないということでございます。

○西村委員 あと、2番の発情発見装置と、この管理ソフトは幾らぐらいになりそうなんですか。

○花田畜産試験場長 もう既に販売されておまして、発情発見装置につきましては、大体38万円ぐらい。基本の繁殖アラートにつきましては、初年度1万2,000円で10年度以降は4,000円程度になるんですけども、これも40頭規模ということで、繁殖アラートのほうはお聞きおきいただきたいと思います。

○西村委員 ありがとうございます。

普及していくことで農家も非常に楽になるかなと思うんですが、こういう設備を農家が導入

した場合に、何か導入のための補助金であったり、そういう試験に協力する見返りの補助金みたいなものは、今あるんでしょうか。

○花田畜産試験場長 施設整備につきましては、例えば、牛歩のシステムだとか、そういったものは補助事業で対応可能でございます。

これは実際、もう試験ではございませんで、普及している技術ですので、しっかり買っただけで使っていただくことになろうかと思えます。

○西村委員 この普及率というのは、どの程度なんですか。

○花田畜産試験場長 ここでは「牛歩Lite」ということで御紹介したんですけども、県内で発情発見装置を導入されている農家さん——これ以外にも機械があるものですから、それでは265戸程度の方が導入されているというような状況でございます。

○西村委員 それは34ページの上は除いてということですか。

○花田畜産試験場長 発情発見装置のみの話でございます。例えば、34ページの上の「牛温恵」という分娩予測システムにつきましては、県内で大体300戸程度の農家さんが導入されているという状況でございます。

○西村委員 わかりました。ありがとうございます。

○高橋委員 大規模沖合養殖システムでお聞きしますが、沖全域の漁業権はどうなっていますか。漁業権はないんですか。

○外山漁村振興課長 今現在ある漁業権は、平成30年度に区画漁業権を更新しましたが、その区画漁業権の中で今回の試験は実施しております。

○高橋委員 私が聞きたいのは、いわゆる企業

が沖合漁場に参入できるかというところです。

○林田漁業・資源管理室長 先般、御質問をいただいた関連だと思いますが、今回、国会のほうに上がっております新しい漁業法改正案の中では、確かに新規参入等を促進するような条文改正がございまして、ただ、答弁でお答えしましたとおり、この改正漁業法案の中でも、新たな区画漁業権の設定に関しましては、漁場計画の樹立の部分から地元地区の利害関係者の意見を複数回聞いていく。さらに、海区漁業調整委員会という漁業委員が過半数を占める委員会にも諮問するという手続を踏みながら新たな区画を設定することになりますので、当然その関係地区が望まれるような漁業権でなければ設定はできないという仕組みは担保されているところでございます。

○高橋委員 いわゆる内湾域と同じ考え方でいいということですよ。

○林田漁業・資源管理室長 はい、そのとおりでございます。

○高橋委員 何で聞いたかと言いますと、この図を見て、この仕掛けからして莫大な投資だなと思ったものですから、これは企業レベルじゃないととてもじゃないが参入できないから、いずれ規制緩和になるから、そういったところを見据えてされるわけじゃないだろうなと思いつつながら説明を聞いていたところでした。莫大な投資になりますよね、この仕掛けは。

○外山漁村振興課長 生けす自体も大きいですし、これは10億単位の費用がかかるというふうに見込まれております。

○林田漁業・資源管理室長 若干の補足をさせていただきます。

今回試験が行われる区画漁業権でございますが、本年9月に新しい区画として免許をされて

おります。その免許権者は串間市漁協さんでございまして、この試験を行われる黒瀬水産さんは、そこの組合員となって行使されているところでございますので参考に御報告いたします。

○高橋委員 せっかくですからお聞きしますが、こういった実証試験にもそれなりの投資をするわけだから、この実証試験の後にいわば、こういった仕掛けをしてもらわないといかんわけですよ。その可能性として、いろいろと民間が参画機関として入っているから、こういったところに可能性として投資いただくというようなことで理解をしいいんでしょうか。

○外山漁村振興課長 今、この試験が始まったばかりということで、この技術が確立してまいりましたら、いずれ国庫補助等も出てくるのではないかとこのふうにご期待しているところです。

○高橋委員 よろしくお祈りいたします。

スマート農業の関係で、ICTのことなんですけれど、このピーマンのハイワイヤー栽培技術です。高くつっていくという、これはキュウリはしないんですね。キュウリはどんどんおろしていくじゃないですか、あれも大変な作業なので、こういったところはどうなるんでしょう。

○甲斐総合農業試験場長 ハイワイヤー栽培は、今、トマトではオランダ型の農業が入っているということで、かなり導入されておりますが、まだピーマン、キュウリ等ではやられておらず、パプリカあたりではやられている事例がありますので、まずはピーマンでやっていくということでございます。

○高橋委員 高くつるといのは、作業上にいろいろと支障が出てきますよね。いわゆるピーマンはある程度、背の高さぐらいでおさまるのかな。

キュウリだったら高くつると困りますよね。

キュウリは考えていらっしやらないんですよ。

○甲斐総合農業試験場長 キュウリはつる下げ栽培というのがございまして、つる下げを基本にして収量がとれていくので、そのほうを基本に考えておりますが、ピーマンの場合は、だんだん木が寄ってきて採光性が悪くなりますので、その採光性、光を取り入れることを考えた場合に、高いハウスで高くまで上げることによって収量を上げることを考えているということでございます。

○高橋委員 そのイメージとしては、かなりの高さになるんですか。その作業のところはちょっと気になったものですか、そこを聞きたいと思います。

○甲斐総合農業試験場長 確かに、現在のハウスでは2メートルぐらいまでが限界かと思いますが、これが高軒高、4メートルとか5メートルの軒高のハウスになってくると、4メートルあたりまでハイワイヤーをすることが可能になってくるんじゃないかと思います。

ただ、その場合には、当然、今度は収穫位置が上がってきまして、高い位置のものを収穫できるといったものも必要になってきますので、そういった経費の問題を今後は考えていかないといけないのかなと思っております。

○二見委員長 ほかにありませんか。

ないようでしたら、そのほかで何かありませんか。

○西村委員 今週の月曜日の農業新聞に、和牛精液が国外に出て、これは中国入国時に発覚したということで、本当に水際で見つかったんですが、ここまで簡単に持ち出せるのかなと、ちょっと思ったものですか。当然、宮崎県の管理する貴重な種は、しっかり管理されているとは思いますが、改めてしっかりと現

場の管理体制ということと、あとはどういった経緯でこれは持ち出されたかわからないものですか、そういった持ち出せるすきがあるのかということ。あとは部外になりますけれども、空港であったり、いろんな検疫機関と再度持ち出せないような水際対策もやっていただきたいと思っておりますので、要望だけさせていただきます。

○高橋委員 要望というか、状況を聞きたいんですが、試験研究機関、総合農試もそうなんだろうけれど、あと農業大学校とか、大型機械を持っているじゃないですか。現場からすると、機械の入れかえがスムーズにいつているのかなと。まずそこをお尋ねします。

○甲斐総合農業試験場長 大型のトラクター類あたりについては、農業試験場も更新時期を迎えておまして、一遍にはとても無理なので、一台ずつ更新していくように、今、財政当局と協議をしているところです。

○高橋委員 マイナスシーリングとかをやられたりするものだから、来年度から入れかえたいんだけど、そこに待たされたとか、そういった事案があるんじゃないんですかということをお聞きします。

耐用年数を教えてください。耐用年数と現状の年数。一つ、二つ例を挙げていただくと。例えば、船だったら15年というじゃないですか。

○甲斐総合農業試験場長 トラクター類につきましては、七、八年が耐用年数だと思いますが、現在使っているのは、もう十数年、修理をしながら使っている状況にありまして、それを一台ずつでも更新していくように、今、お願いしているところであります。

○高橋委員 もう終わりにしますけれど、七、八年はちょっと短いような気がするんですけど。

私もトラクターを持っているけれど、たしか15年以上になっていると思うんです。

使えるんだけど、ただ、故障が多くなるというのは確かにあるんで、やっぱり総合農試だったら、先端に行くところなんだから、ある程度の機械の導入と更新は必要だと思います。頑張っていたきたいと思います。

○二見委員長 ほかにありませんか。

○野崎副委員長 ちょっと重複しますが、台風24号の対策についてなんですけど、宮崎市でこの前、19日まで説明会があって、僕も何人か相談を受けたんですけど、例えば、ハウスだったらビニールの交換は出るけれども、根石がずれていて重機とか使わないといかんというのは出ないとか、具体的にあったんです。そういった条件に微妙に合わなくて、その説明会で、これは出ませんねと言われた方は自力でやるしかないんですか。2次の説明会もあると聞いたんですけど。

○徳留農業担い手対策室長 現在、農業者への説明会が終わって、いろんな個別案件について問い合わせがあっているところです。それについて、一つずつ丁寧にお答えをしているところですけども、委員のおっしゃられた、例えば、農家がみずから自分の労力でやった部分についてはお金の動きがないというふうなこともあって、それはちょっと対象にならないケースもあるかと思っております。

○野崎副委員長 例えば、畑の近くの川が氾濫して、ハウスの根石がずれている現場もあるんですけど、そこは自分でやれないぐらいで、ハウスをつくるか土建屋さんにやってもらわないとできないぐらいの規模があって、そういう方も相談に来たみたいなんですけど、ちょっと出ないような話とか聞いたんですけど。

○牛谷農業経営支援課長 一つ一つの案件については、個別に御相談をいただければよろしいかと思っております。基本的な修繕についても対象にはなりますので、どの程度修繕が必要なのかというのは、ちょっとよくわからないので、何ともお答えしにくいところはあるんですが、事業メニュー上は復旧ということで修繕も対象になります。

○野崎副委員長 わかりました。また行くように伝えておきます。

もう一点いいですか。

災害が起きて、個人だったり、農業委員だったり、現場がこうなっていますよと行政に伝えますよね。もし伝えていなかった現場があったとして、例えば、田野町でもあったんですけど、道路が崩れていて、復旧してから行ったら、その奥の畑が崩れていたとか、そういう現場があるんですけど、そういう発見がおくれた部分はどうか。行政に伝えるのがおくれた現場というのは。

○牛谷農業経営支援課長 基本的には、今、私どもが説明しました、被災農業者向け経営体育成支援事業につきましては、国に言われておりますのは、報告があった内容について対象にするということです。

ただ、当然一件一件の案件が、この案件で事業に上がってというわけではございませんので、市町村から全被害報告があった以上に事業費が出てこなければ、それは対象にできるんだというふうには理解しています。

ただ、先ほど委員がおっしゃいましたように、それでも超えるという理由があって、報告ができなかったというものについては、また個別に国とは協議をしてみたいと思っております。

○野崎副委員長 はい、わかりました。また相

談に行くように伝えておきます。

○**盛永農村整備課長** 私どもの課で、農地とか農業用施設災害を担当しておりますけれども、それらの災害につきましても、報告漏れにつきましても、最終的には自力でやっていただくということになると思います。そういう被害報告があつての査定となりますので。

○**二見委員長** ほかにありませんか。その他です。

○**重松委員** 先日、延岡で、捕獲鳥獣を処理する獣肉処理施設がオープンをいたしました。すごい処理能力と衛生管理ができたということで、これはますますジビエを拡大していかななくてはならないし、県下全域での狩猟者さん等との連携をとりながら、鳥獣被害を阻止するには大きな施設じゃないかなと思ひまして。ちょうど農政企画課長もそのオープニングにお見えになっていらっしゃるんですけども、今後の取り組みとして、県としてもしっかりと支援をされるべきじゃないかなと考えますが、御意見をいただきたいと思ひます。

○**小倉中山間農業振興室長** マツダコーポレーションさんにつきましては、全国でも優良なジビエに取り組んでいるということで認定を受けておりまして、国の直接事業で今回施設を整備されたところでございます。

施設につきましても、今、重松委員が言われましたとおり、日本でも最先端のすばらしい施設を作られたというようなことで、今後、やはり国のほうのソフト事業で売り込みとか、宣伝等を行う事業等に取り組まれると聞いております。

県につきましても、直接お金でどうこうということではございませんけれども、いろんな形で支援をさせていただきたいと思ひております。

また、ちょうど、きょう別なことで連絡が来ておりますけれども、先日の落成式を受けまして、いろんな商談が来ているというような話も聞いておりますので、そのあたりを積極的にまた支援をさせていただきたいと考えております。

○**重松委員** ありがとうございます。

試食もさせていただいたんです。鹿肉、それからイノシシの肉も。本当に、こんなにおいしいものかと、びっくりするぐらいおいしかったもんですから、皆さん方も、ぜひ機会をつくって、少しでもこのジビエの普及、拡大のためにアウンスをしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○**二見委員長** ほかにありませんか。

最後によろしいでしょうか。

先ほどの報告の中でIoT関係がいろいろと出ていて、どんどん進んでいくんだなと思ひているんですけども、一点だけ。こういう最先端の技術をどんどん導入して行ってほしいと思ひますけれども、意外と農場とか、大規模になればなるほど引っ込んだところにあたりするわけです。

そうすると、大量のデータを送信したりするのに、光ケーブルがないとだめなんだと言われていたりすることもよく聞かれますけれども、やっぱりそういうところに限って民家がなかったりするもんですから、そういうネット環境がなかったりするんです。

民間業者のほうに言っても、利用者が何戸以上あれば引きますよとか言われるんですけど、ない地域が結構あるんじゃないかなと思ひます。そこ辺の情報把握というのは農政サイドでされているのかされていないのかわからずけれども、これからの拡大の中では、そこ辺の整備まで含めて、ぜひ対応していただきたいな

と思います。まずはその現場の精査もしていかな
ないといけないんでしょうけれど、進めば進む
ほどそういう話が今後出てくるんだと思うんで
す。

ぜひ今後、検討してください。これは意見と
して申し上げておきます。

それでは、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 以上をもって農政水産部を終了
いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後3時4分休憩

午後3時7分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

まず採決についてであります。あした採決
を行うこととし、再開時刻を13時としたいと思
いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いた
します。

そのほかは何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもちまして本
日の委員会を終わります。

午後3時7分散会

平成30年11月29日(木曜日)

午後0時58分再開

出席委員(7人)

委員	長	二見	康之
副委員	長	野崎	幸士
委員		濱砂	守
委員		西村	賢
委員		高橋	透
委員		重松	幸次郎
委員		来住	一人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主幹	木下	節子
議事課主任主事	三倉	潤也

○二見委員長 委員会を再開いたします。

まず議案の採決を行います。採決の前に各議案につきまして、賛否も含め御意見がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 ないようですので、議案の採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第4号、第10号、第15号及び第22号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 御異議なしと認めます。よって各号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望はありませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

午後1時0分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては御意見をいただきましたので、後は正副委員長に御一任いただくことで御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査につきましては、引き続き、閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時2分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

次に、1月24日の閉会中の委員会につきましては、ただいまの協議のとおり、委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

平成30年11月29日(木)

○二見委員長 それでは、そのようにいたします。

ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後1時2分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 二 見 康 之